資料

1. 都市機能誘導区域、居住誘導区域、要安全配慮区域の詳細 …… 84
2. 検討経緯 …… 94
3. 都市計画マスタープランの概要 …… 104
4. アンケート …… 110
5. データ集（平成30年）…… 121
6. 用語説明 …… 129

1　都市機能誘導区域、居住誘導区域、要安全配慮区域の詳細

■索引図

※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定により
　都市機能誘導区域外、居住誘導区域外となる箇所は表示していません。

（誘導区域の設定方法）

道路等に囲まれた街区が、都市機能誘導区域の設定範囲（鉄道駅等からの距離をもとに設定（具体的な範囲は４章２（1）参照））に含まれる場合は、その街区を都市機能誘導区域に含めるように設定します。ただし、都市機能誘導区域の設定範囲に含まれる部分が、街区に対してわずかな範囲の場合は都市機能誘導区域には含めないこととします。

また、用途地域や土砂災害警戒区域等により誘導区域に指定しない箇所は、その指定区域を誘導区域に含めないように設定します。

■都市機能誘導区域の設定例

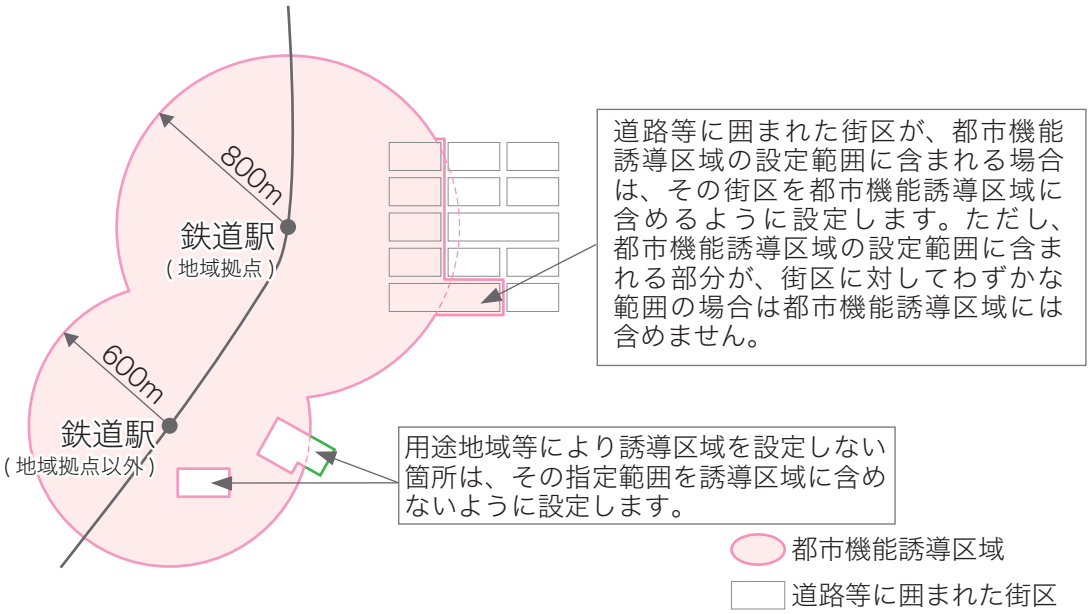

※鉄道駅等の位置は、国数値情報（国土交通省国土政策局）より提供されている、座標データによる。

1 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

1

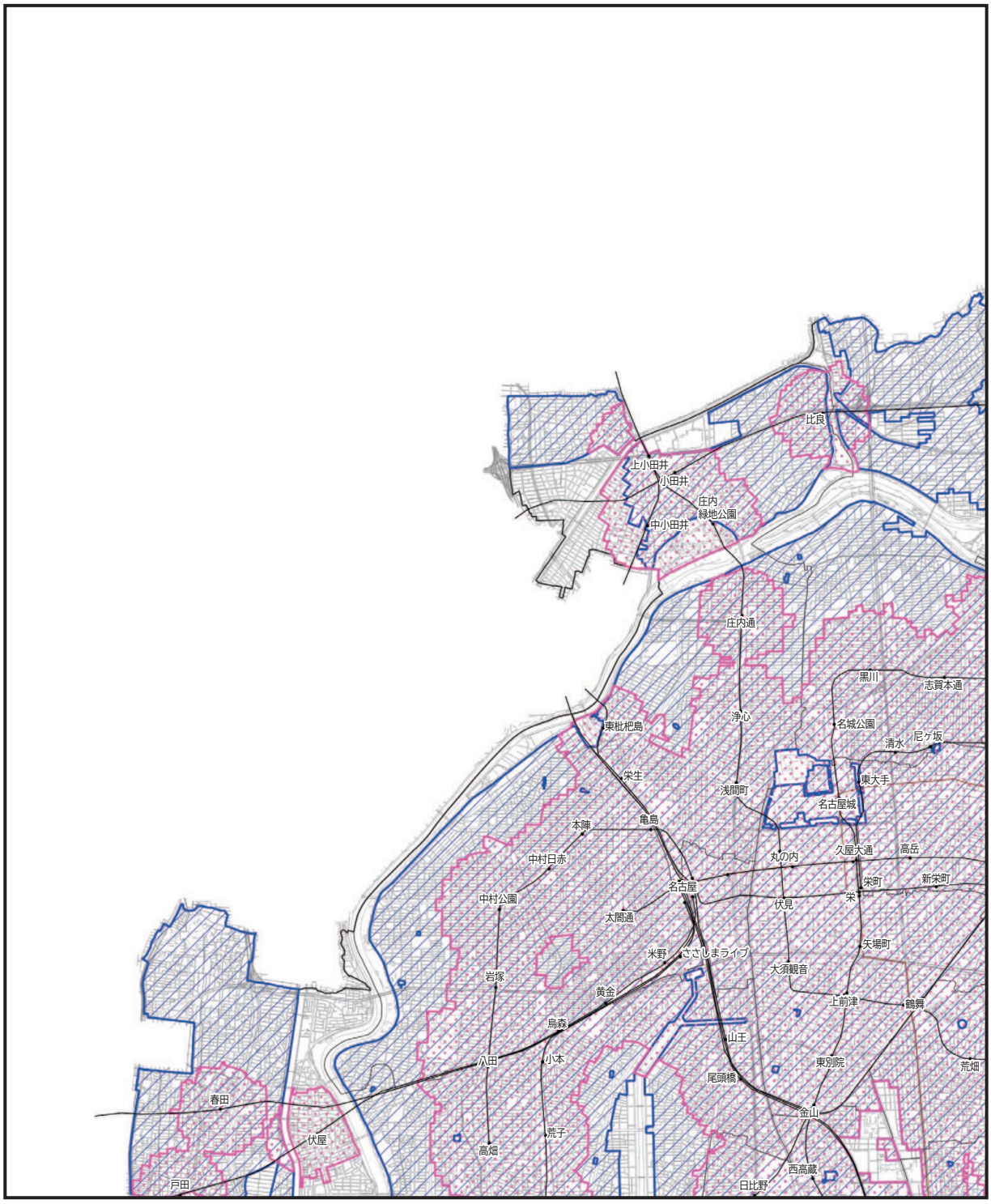

N

0 1 2 3km

凡例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

2

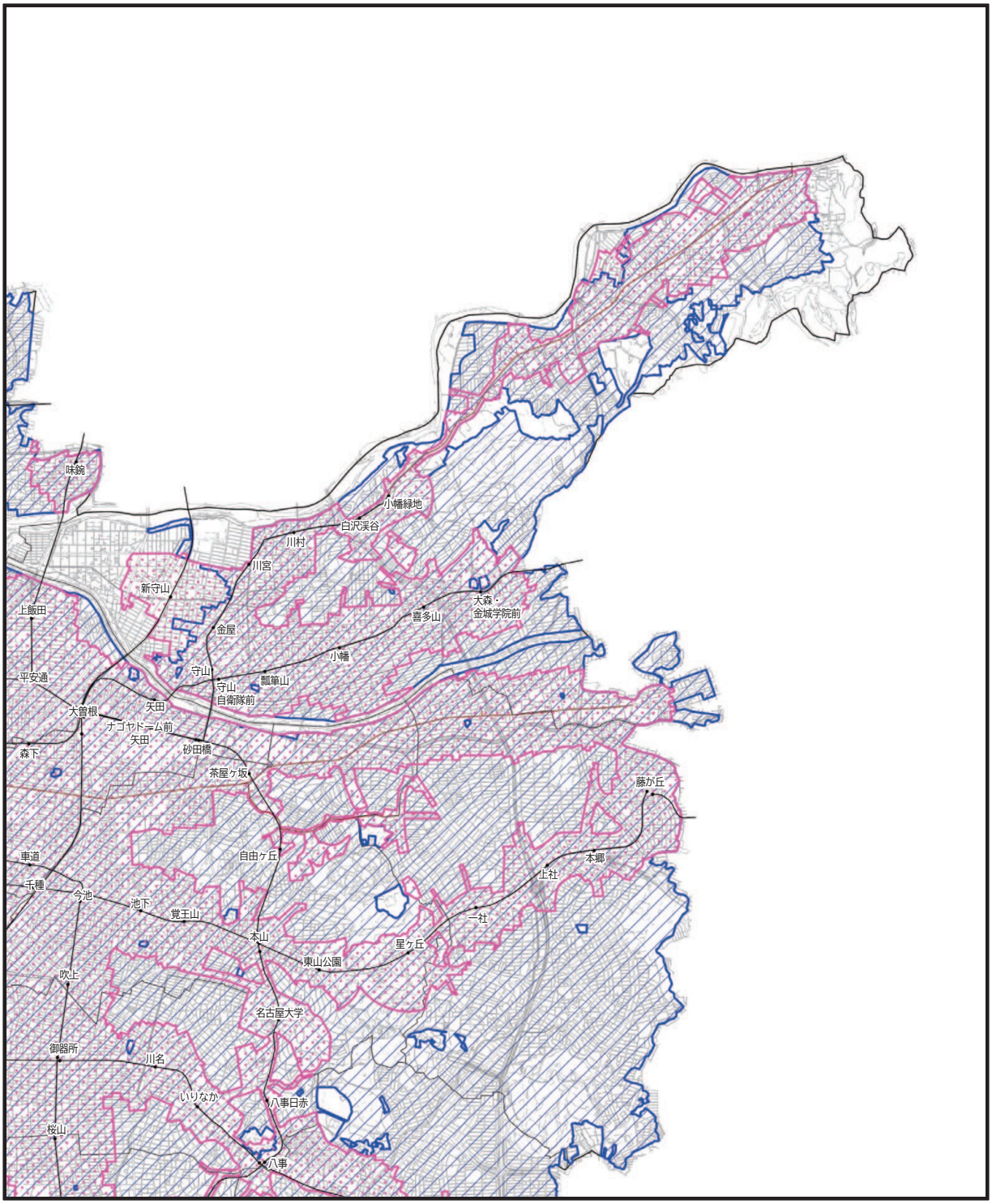

N

0 1 2 3km

凡例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

資料

3

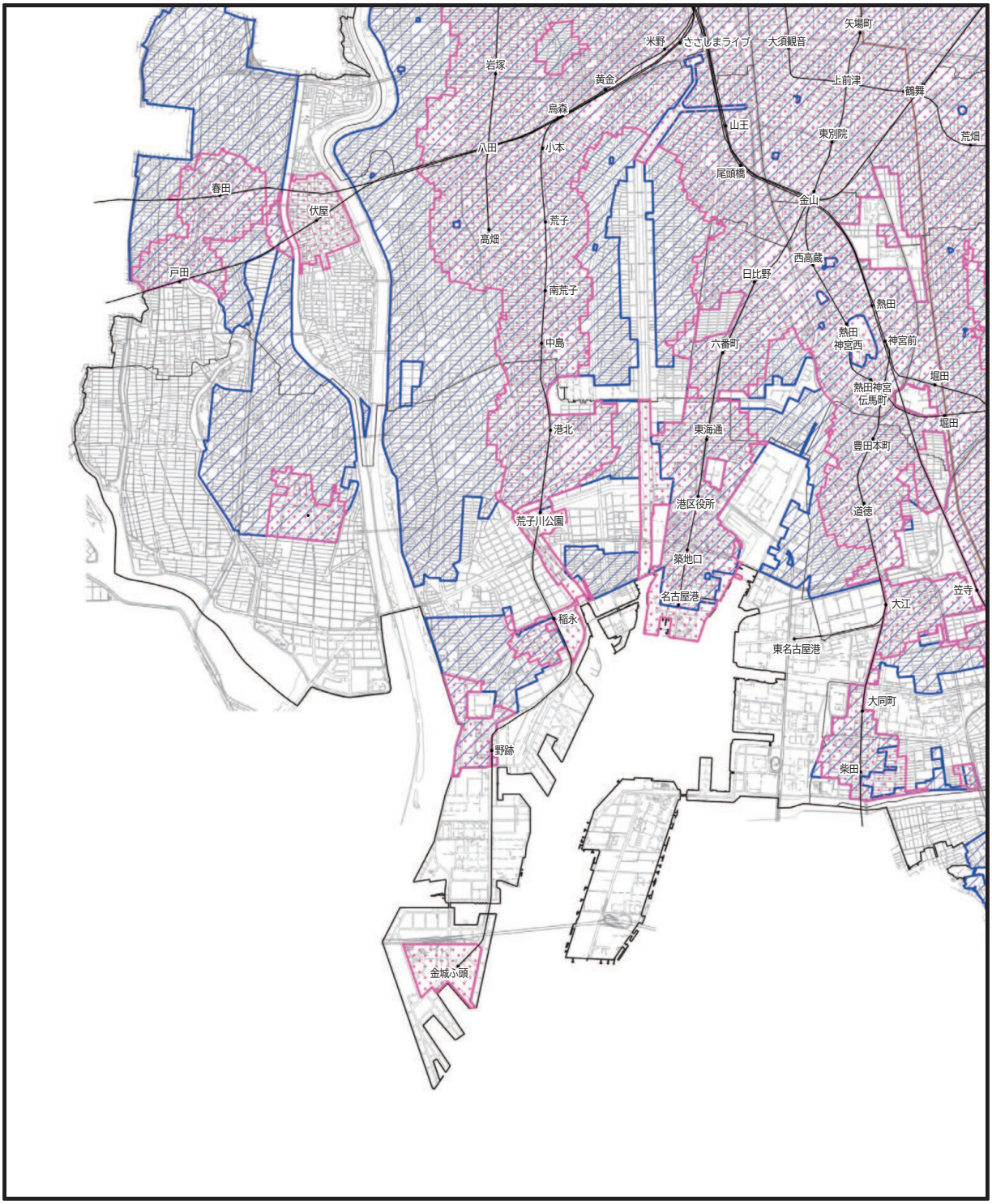

N

0 1 2 3km

凡例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

4

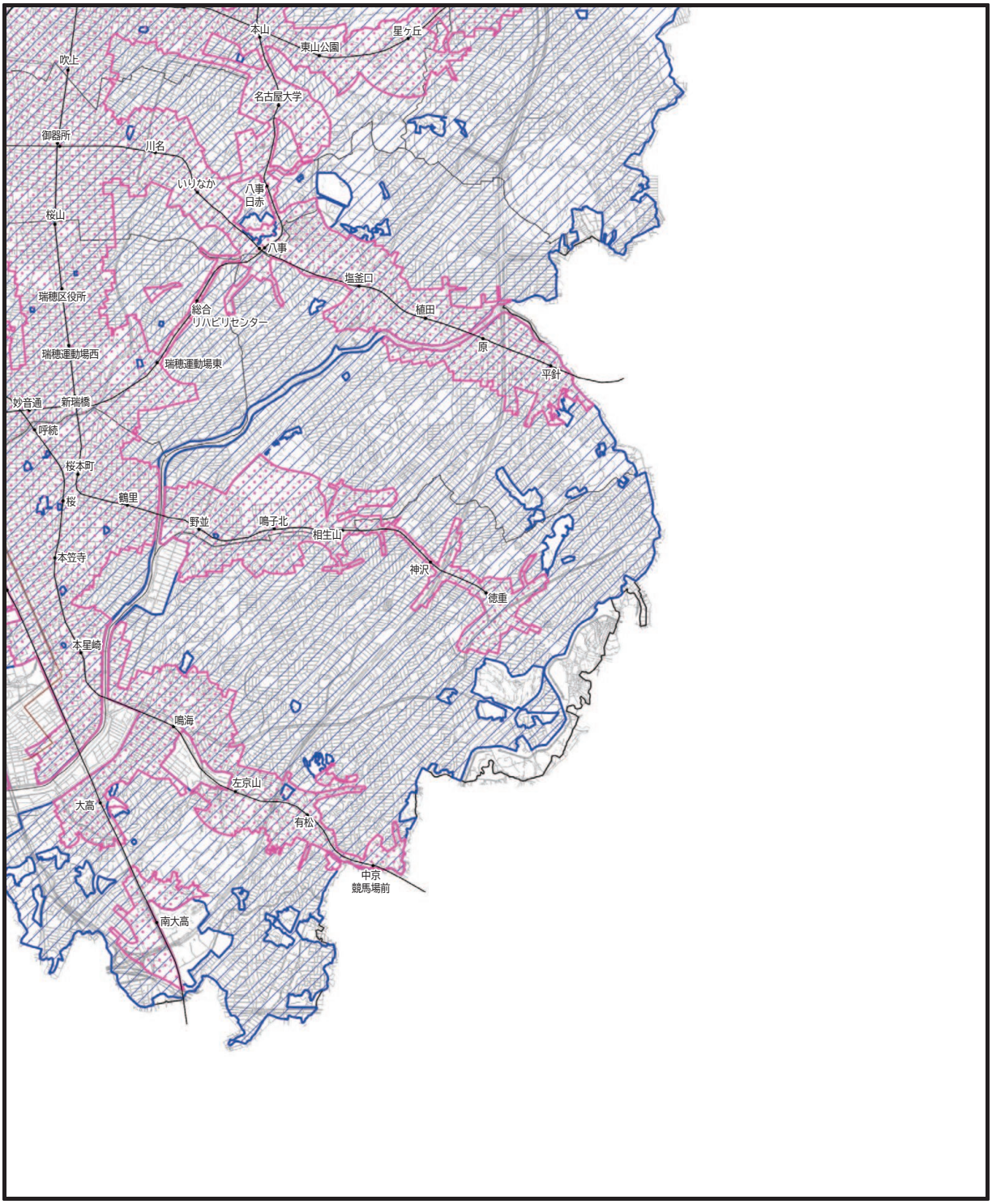

N

0 1 2 3km

凡例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

資料

2 要安全配慮区域

1

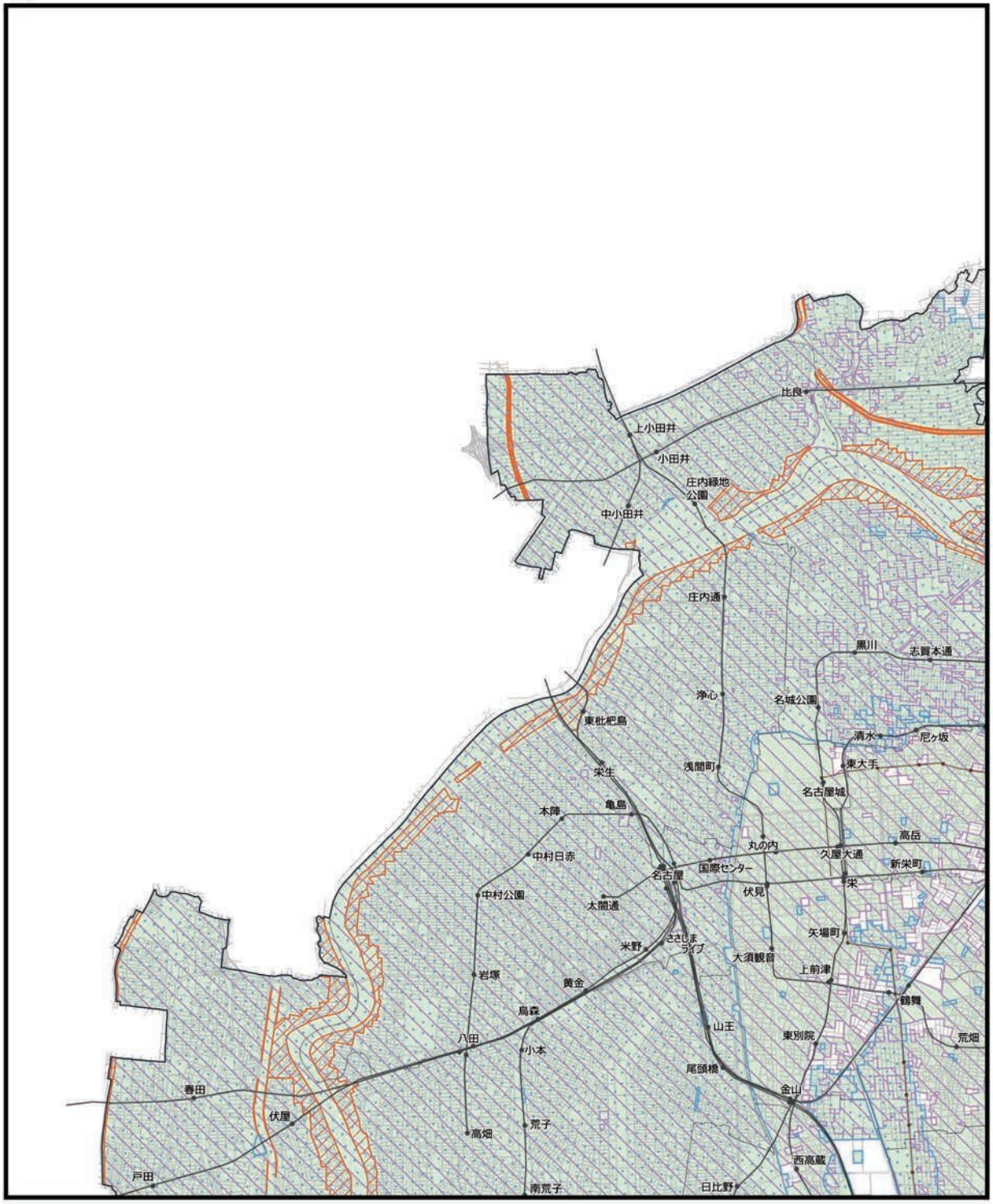

0 1 2 3km

凡例

要安全配慮区域

浸水・土砂

液状化

（家屋倒壊等氾濫想定区域）

2

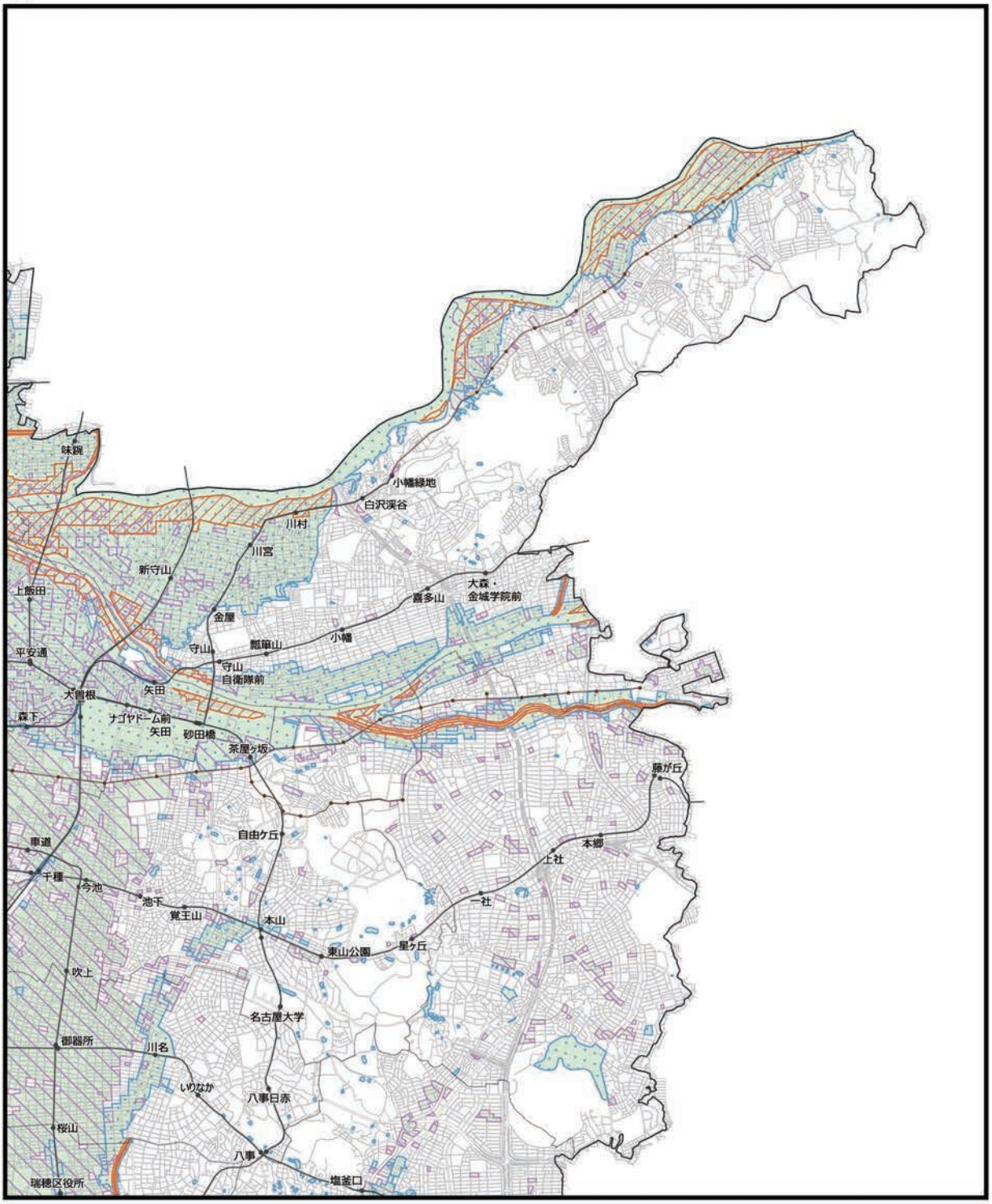

0 1 2 3km

凡例

要安全配慮区域

浸水・土砂

液状化

（家屋倒壊等氾濫想定区域）

資料

3

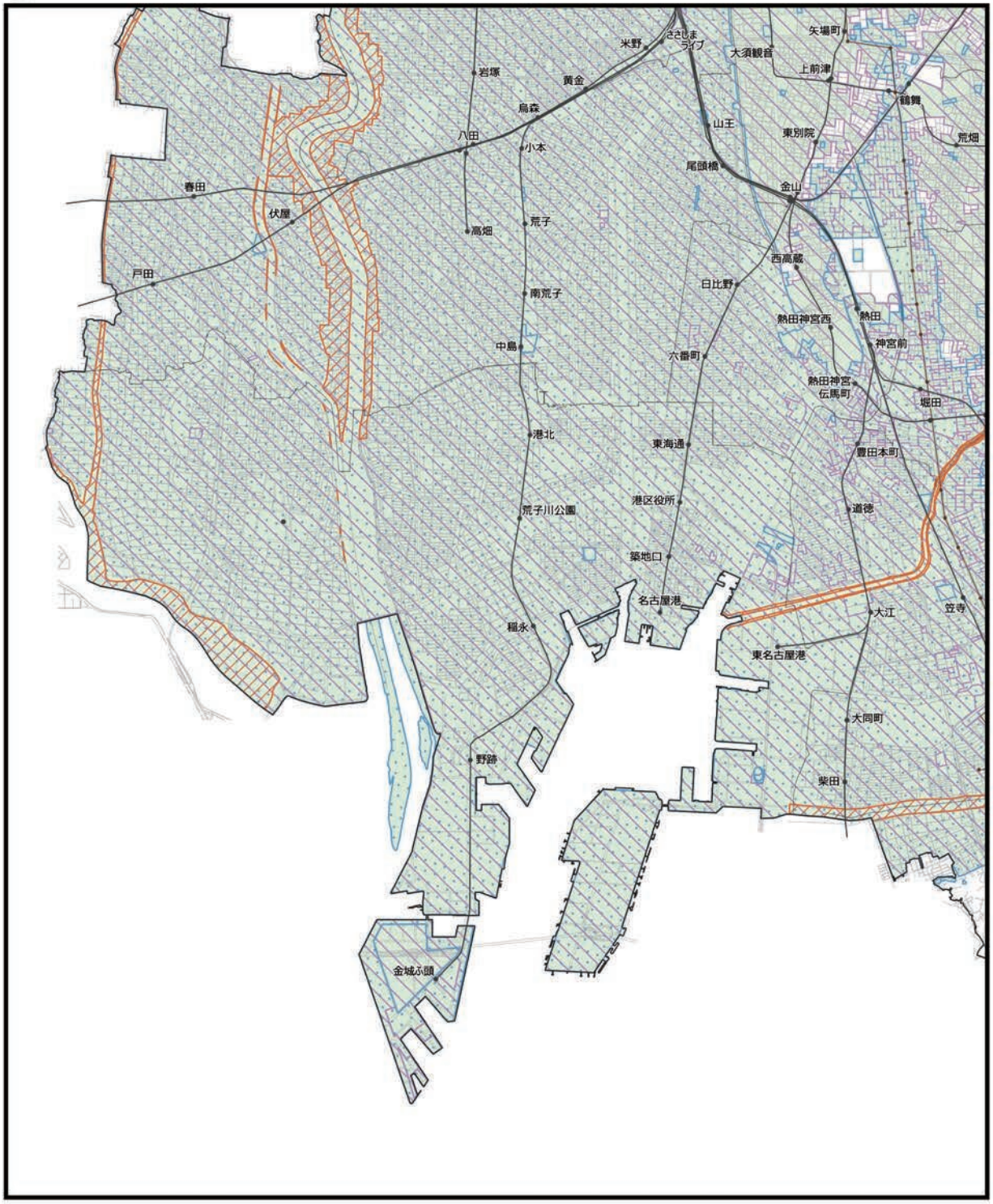

0 1 2 3km

凡例

要安全配慮区域

浸水・土砂

液状化

（家屋倒壊等氾濫想定区域）

4

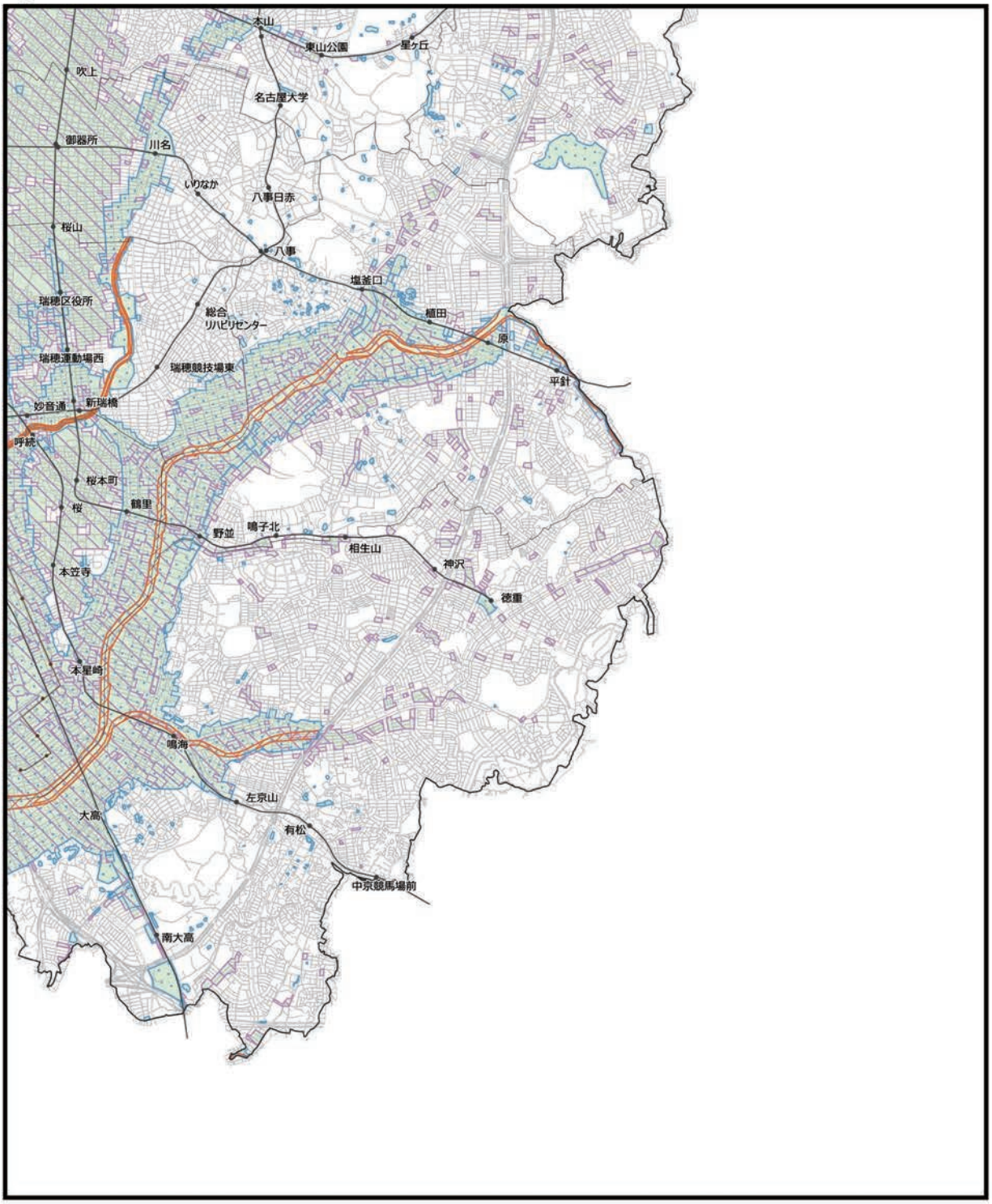

0 1 2 3km

凡例

要安全配慮区域

浸水・土砂

液状化

（家屋倒壊等氾濫想定区域）

資料

2 検討経緯

1 策定（平成30年）の検討経緯

① 策定までの経緯

「なごや集約連携型まちづくりプラン」の検討にあたっては、名古屋市都市計画審議会へ「名古屋市における居住と都市機能の立地誘導のあり方について」を諮問し、専門組織として、学識経験者により構成された「立地誘導部会」を設置し、検討をすすめました。

年月日	事項
平成 27 年 11 月 2 日	■名古屋市都市計画審議会へ諮問
平成 27 年 11 月 13 日	●第 1 回　立地誘導部会 ・立地適正化計画制度策定にあたって ・市全体の現況について
平成 28 年 1 月 19 日	●第 2 回　立地誘導部会 ・立地適正化計画に関係する名古屋市の状況と課題認識について ・他都市との比較について
平成 28 年 3 月 17 日	●第 3 回　立地誘導部会 ・本市の都市構造について
平成 28 年 6 月 3 日	●第 4 回　立地誘導部会 ・広域的な視点からの名古屋市の目指すべき方向性について ・市民アンケートの実施について
平成 28 年 7 月 22 日 ～ 8 月 1 日	★市政アンケート（ネット・モニターアンケート）の実施 ※詳細は 110 ページに掲載
平成 28 年 9 月 26 日	●第 5 回　立地誘導部会 ・方向性と都市構造をふまえた「めざす都市像」について ・市民アンケートの結果について
平成 28 年 11 月 14 日	■名古屋市都市計画審議会へ検討状況を報告
平成 28 年 12 月 19 日	●第 6 回　立地誘導部会 ・居住誘導及び都市機能誘導の方針について
平成 29 年 3 月 22 日	●第 7 回　立地誘導部会 ・誘導区域及び誘導施設設定の考え方について
平成 29 年 6 月 9 日	●第 8 回　立地誘導部会 ・なごや集約連携型まちづくりプラン（方針案）について
平成 29 年 7 月 21 日	■名古屋市都市計画審議会へ検討状況を報告
平成 29 年 8 月 14 日 ～ 9 月 8 日	★「なごや集約連携型まちづくりプラン（方針案）」の市民意見募集実施

平成 29 年 8 月 27 日	★ワークショップ「”集約連携型まちづくり”についてみんなで話し合ってみませんか？!」の開催 ※詳細は 96 ページに掲載
平成 29 年 9 月 2 日	★なごや集約連携型まちづくりプラン（方針案）説明会の開催 ※詳細は 97 ページに掲載
平成 29 年 9 月 25 日	●第 9 回　立地誘導部会 ・市民意見募集等の実施状況について ・答申案について
平成 29 年 11 月 9 日	■名古屋市都市計画審議会へ検討状況を報告
平成 29 年 12 月 22 日	◆都市消防委員会（所管事務調査） 「なごや集約連携型まちづくりプラン（案）について」
平成 30 年 1 月 31 日	■名古屋市都市計画審議会から答申
平成 30 年 2 月 14 日 ～ 3 月 15 日	★「なごや集約連携型まちづくりプラン（案）」のパブリックコメント実施
平成 30 年 2 月 24、26、27 日	★「なごや集約連携型まちづくりプラン（案）」の説明会 ※詳細は 97 ページに掲載

■立地誘導部会　委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏　名	役　職　等	備　考
生田　京子	名城大学理工学部建築学科准教授	
石川　良文	南山大学総合政策学部教授	
小松　理佐子	日本福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科教授	都市計画審議会 委員
高見　公雄	法政大学デザイン工学部 都市環境デザイン工学科教授	
恒川　和久	名古屋大学大学院工学研究科准教授	
秀島　栄三	名古屋工業大学大学院 工学研究科社会工学専攻教授	都市計画審議会 委員
◎　福島　茂	名城大学副学長・都市情報学部教授	都市計画審議会 会長
松本　幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科教授	
村山　顕人	東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻准教授	

◎　部会長　　（平成 30 年 1 月時点）

② 市民意見募集

ア　方針案について

■市民意見募集

策定に向けた考え方をまとめた「方針案」について、公表するとともに、市民の皆様の意見を募集しました。

実施期間	平成 29 年 8 月 14 日～ 9 月 8 日
提出者数	46 人
意見件数	118 件

■ワークショップ

「"集約連携型まちづくり" についてみんなで話し合ってみませんか？！」の概要

カフェのようなリラックスした場で自由に対話するワールドカフェ方式で、①基本方針、②拠点市街地、③駅そば市街地、④郊外市街地の４グループで議論を深め、方針案に対して意見をいただきました。

日　　時	平成 29 年 8 月 27 日 13:30 ～ 16:00
場　　所	名古屋都市センター 14 階　特別会議室
参加人数	18 人

グループ議論の様子

発表の様子

イ　方針案に関する説明会の概要

立地誘導部会の福島茂部会長に講演を頂くとともに、方針案について説明を行いました。

日　　時	平成 29 年 9 月 2 日 14:00 ～ 16:00
場　　所	名古屋都市センター 11 階　ホール
参加人数	65 人
内　　容	第１部　基調講演 「持続可能で、住みよいまちづくりをめざして - 大都市におけるコンパクトシティ施策の 意義とアプローチ - 」 （名城大学 副学長・都市情報学部　福島茂教授） 第２部　方針案の説明 「なごや集約連携型まちづくりプラン（方針案）について」

当日の様子

基調講演の様子

ウ　プラン案に関する説明会の概要

パブリックコメントの実施にあわせて、プラン案の内容に関する説明会を実施しました。

開催日と場所	平成 30 年 2 月 24 日　名古屋都市センター 11 階ホール 平成 30 年 2 月 26 日　ウインクあいち 902 会議室 平成 30 年 2 月 27 日　名古屋都市センター 11 階ホール
参加人数	延べ 54 人

会場の様子

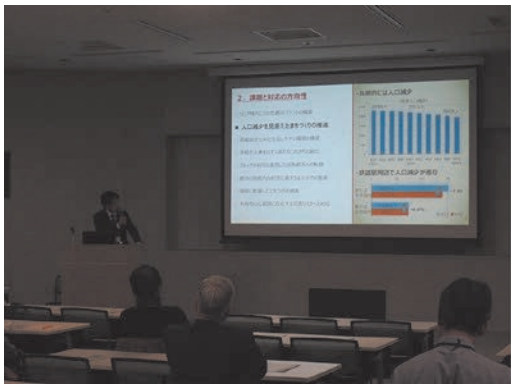

説明の様子

2　一部改定（令和5年）の検討経緯

① 一部改定までの経緯

「なごや集約連携型まちづくりプラン」の検討にあたっては、名古屋市都市計画審議会へ「新たな時代における居住と都市機能の立地誘導のあり方について」を諮問し、専門組織として、学識経験者により構成された「立地誘導部会」を設置し、検討をすすめました。

年月日	事　項
令和２年11月２日 ～11月17日	★市政アンケートの実施 ※詳細は117ページに掲載
令和３年１月26日	■名古屋市都市計画審議会へ諮問
令和３年６月４日	●第１回　立地誘導部会 ・見直しの必要性について ・見直しの内容と進め方について
令和３年10月29日	●第２回　立地誘導部会 ・都市機能及び居住誘導に関する見直しについて ・ウォーカブルなまちづくりについて（報告）
令和４年２月15日	●第３回　立地誘導部会 ・居住環境向上施設について ・低未利用土地の有効活用について ・頻発・激甚化する災害への対応について
令和４年７月８日	●第４回　立地誘導部会 ・災害リスクへの対応について ・土地利用計画の運用について ・答申素案について
令和４年９月12日	●第５回　立地誘導部会 ・答申素案について ・誘導区域の見直し案について
令和４年11月４日	■名古屋市都市計画審議会へ検討状況を報告
令和４年11月10日	◆都市消防委員会（所管事務調査） 「なごや集約連携型まちづくりプランの一部改定について」
令和４年12月９日	●第６回　立地誘導部会 ・答申案について
令和５年１月24日	■名古屋市都市計画審議会から答申
令和５年２月13日 ～３月14日	★「なごや集約連携型まちづくりプラン（改定案）」の パブリックコメント実施

■立地誘導部会　委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏　名	役　職　等	備　考
荒木　裕子	京都府立大学生命環境科学研究科准教授	
石川　良文	南山大学総合政策学部教授	都市計画審議会委員
服部　敦	中部大学工学部都市建設工学科教授	都市計画審議会委員
馬場　美智子	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	
秀島　栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科教授	都市計画審議会委員
◎　福島　茂	名城大学都市情報学部教授	

◎　部会長

（令和５年１月時点）

② 一部改定の概要

■プラン改定の背景

H29	新しい浸水想定区域等の公表（水防法改正）	なごや集約連携型まちづくりプランの策定（平成 30 年 3 月）
H30		**都市再生特別措置法の改正①** Ⅰ **▶低未利用土地の活用に関する新しい制度の創設** 計画内に制度活用の要件等を定めることで、 「低未利用土地権利設定等促進計画制度」や「立地誘導促進施設協定制度」 が活用可能に
R1		
R2		**都市再生特別措置法の改正②** Ⅱ **▶魅力的なまちづくりに関する新しい制度の創設** 居住環境向上施設を位置づけることにより「居住環境向上用途誘導地区制度」 が活用可能に **▶安全なまちづくりに関する取り組みの強化** 安全確保策等をとりまとめた「防災指針」の作成が義務化 **名古屋市都市計画マスタープラン 2030 の策定** Ⅲ

■主な見直し箇所とポイント

第１章　はじめに

1．策定について（背景と目的）

2．位置づけ（位置づけ、対象区域、目標年次）

Point１～３の見直しに伴い一部見直し

第２章　本市の状況と課題

1．本市の状況
※Point1～3の見直しに関わる部分以外、データの更新等は行っていません。

2．課題と対応の方向性

第３章　目標と基本方針

1．目標

2．基本方針

3．基本的な区域とまちづくりの方向性

主な見直し箇所

第４章　誘導区域と誘導する施設 見直し

1．施設の整理と誘導の考え方

2．都市再生特別措置法に基づく誘導区域と施設の設定

3．居住誘導区域内も含めた災害リスクへの対応

誘導の推進

第５章　誘導のための施策の方向性 拡充

1．誘導のための施策の方向性

具体的な取組

2．居住や都市機能の誘導のための防災指針

3．低未利用土地の有効活用に関する取組

4．集約連携型都市構造の実現に向けた土地利用計画の運用

（別冊）**居住や都市機能の誘導のための防災指針** 拡充

Point 1 **誘導の考え方と誘導区域等の見直し** Ⅱ,Ⅲ

都市機能誘導の推進及び居住環境を向上させるための見直しを実施

【1】都市機能誘導区域の見直し

【2】誘導区域設定にあたり考慮する要素の考え方の見直し（災害リスク・緑の保全等）

【3】居住環境向上施設の設定

Point 2 **防災指針の作成等** Ⅱ

安全な居住及び都市機能誘導に向けて災害リスク情報や安全確保策をとりまとめた防災指針を作成

Point 3 **関連取組の追加** Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ

低未利用土地の有効活用、土地利用計画、ウォーカブルなまちづくりに関する取組等を追加

第６章　プランの評価

1．評価指標の設定

2．プランの推進と評価

※改定に伴い構成を一部変更しております。

■見直し内容

Point 1 誘導の考え方と誘導区域等の見直し

【１】都市機能誘導区域の見直し

駅そば市街地の都市機能誘導区域を見直し、駅そばへの都市機能の誘導を推進

見直し前	見直し後
駅そば市街地全域 …鉄道駅から800m圏域等	鉄道駅等からの距離をもとに設定 …鉄道駅から600m圏域等

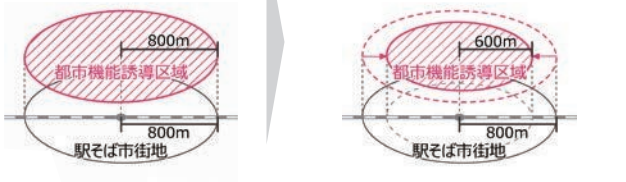

【２】誘導区域設定にあたり考慮する要素の考え方の見直し

誘導区域設定にあたり考慮する要素の考え方を見直し

災害リスク
- 洪水の新しいハザード情報をもとに範囲を見直し
- 高潮を追加

緑の保全
- 公園・緑地は住宅等と一体となって良好な居住環境を形成する施設であるという考え方から、居住誘導区域に含める
  ※公園区域内への居住を誘導するものではありません

その他
- 工業地域が主として工場等の土地利用誘導または維持をはかる地域であることを考慮して、居住誘導区域及び都市機能誘導区域から除外する考え方を明示
  ※誘導区域からの除外は現況の土地利用状況等をふまえた用途地域の見直しにあわせて実施予定です

【誘導区域の見直し箇所】

（都市機能誘導区域）　（居住誘導区域）

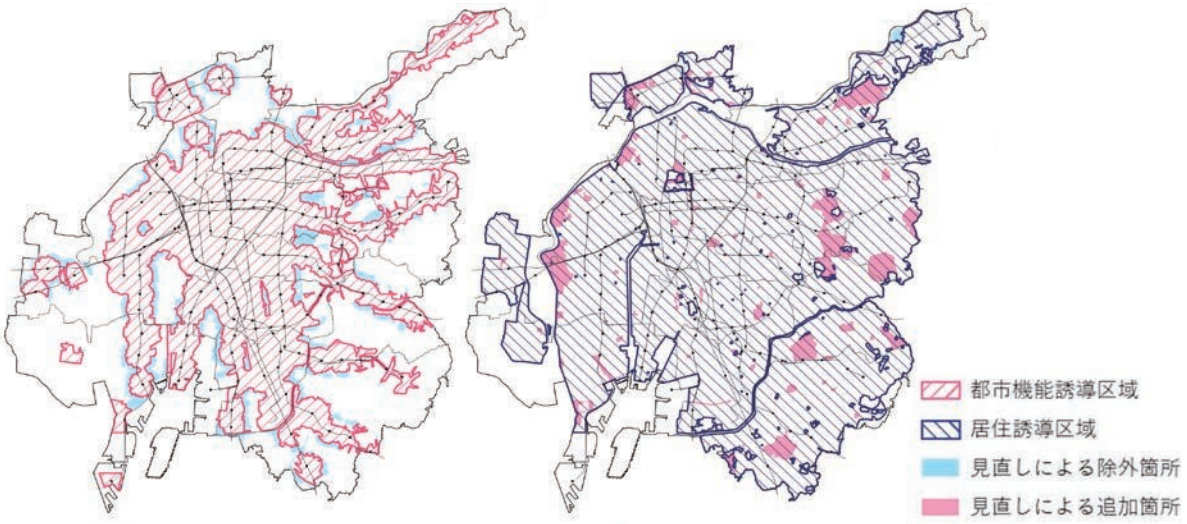

【３】居住環境向上施設の設定

居住環境を向上するため「居住環境向上用途誘導地区（R2 法改正で新設）」制度を活用し、日常生活施設を駅そば市街地等に誘導できるよう、居住環境向上施設を設定

※居住環境向上施設
…都市の居住者の日常生活に必要な施設であって、居住環境の向上に資するもの
（施設例
日用品店、コンビニ、美容院、診療所、保育所、シェアオフィス　等）

Point 2 防災指針の作成等

防災指針とは

居住誘導区域においては住宅の、都市機能誘導区域においては誘導施設の立地の誘導をはかるための都市の防災機能の確保に関する指針

【防災指針作成の流れ】

①ハザード情報と都市の情報を重ね合わせた災害リスク分析を行い、災害リスクを見える化

（ハザード情報）
・浸水深
・浸水継続時間
等

×

（都市の情報）
・人口分布
・建築物の階数
・施設分布　等

（分析の例）
浸水深（洪水）×住宅の階数
⇒垂直避難が困難な住宅が多い地域はどこか

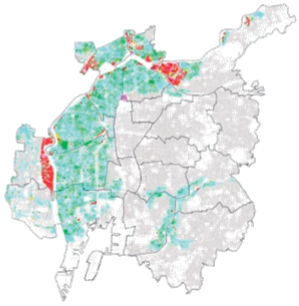

②居住や都市機能等の誘導をはかる上で必要となる防災対策等をとりまとめ

（取組例）

	取組例
ハザード低減	河川の整備
	下水道基幹施設の整備
リスク回避	居住の誘導
リスク低減	住宅の浸水対策周知
	ハザードマップの周知・啓発

取組例：要安全配慮区域の設定及び住宅の浸水対策の周知

・誘導区域内等に残る災害リスクを周知するため、市独自の区域として要安全配慮区域を設定

・都市計画情報提供サービス等により災害リスクの更なる情報提供を行うことで、対策や避難の検討機会を拡大

浸水・土砂や液状化のリスクを考慮して設定

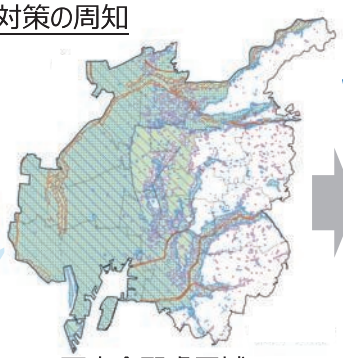

要安全配慮区域

住宅の浸水対策チラシ

Point 3 関連取組の追加

【１】低未利用土地の有効活用に関する取組の追加

低未利用土地の利用及び管理に関する指針（低未利用土地利用等指針）を作成し、法改正により創設された制度を位置付け

・立地誘導促進施設協定制度（コモンズ協定）
・低未利用土地権利設定等促進計画制度

【２】集約連携型都市構造の実現に向けた土地利用計画の運用の追加

集約連携型都市構造の実現に向け、用途地域をはじめとする土地利用計画について、本プランと連動した運用をはかることを明示

【３】ウォーカブルなまちづくりの推進に関する取組の追加

一部改定（令和７年）の改定経緯

① 一部改定までの経緯

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更にあたっては、市民意見募集を実施するとともに、名古屋市都市計画審議会の意見をもとに、変更を行いました。

年月日	事　項
令和５年３月３１日	なごや集約連携型まちづくりプランの改定 ※土地利用計画の見直しにあわせて、工業地域を考慮した誘導区域の見直しを実施することを明示
令和６年１１月２５日 ～１２月２４日	★「都市機能誘導区域及び居住誘導区域（見直し案）」の市民意見募集実施
令和７年１月２９日	■名古屋市都市計画審議会への諮問及び答申

②変更の内容

変更内容１　工業地域を考慮した誘導区域の変更

用途地域のうち工業地域は、主として工場等の土地利用誘導または維持をはかる地域であることを考慮し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に含めないこととします。

当該地域においては、立地適正化計画に基づく届出制度を活用することにより、工業地域指定の意図の理解促進をはかります。

変更内容２　都市基盤整備等による用途地域等の見直しに伴う誘導区域の変更

令和７年３月の土地利用計画（用途地域等により土地の使い方や建物の建て方のルールを定めるもの）の見直しのうち、都市基盤（都市計画道路や都市計画公園）の整備や地形地物の位置の変更等に応じた用途地域等の変更に合わせて、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の境界を変更します。

■誘導区域の変更箇所

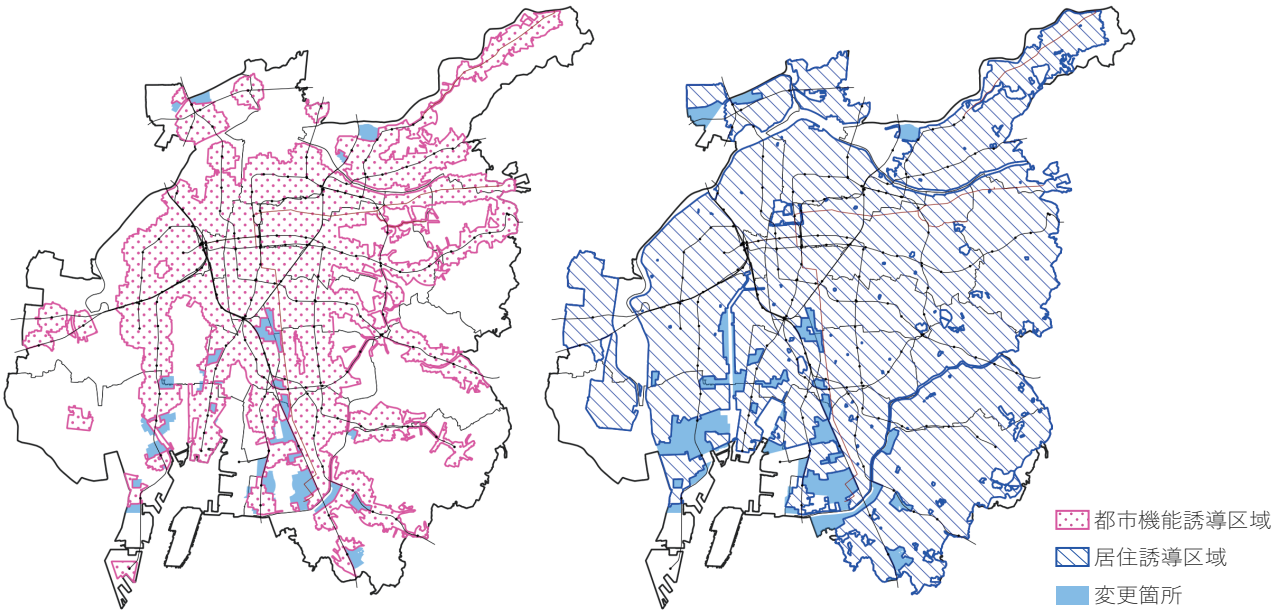

※都市基盤整備等による用途地域等の見直しに伴う誘導区域の変更箇所は区域が微細なため、表示していません。
また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定により、誘導区域外となる箇所も表示していません。
※上記の誘導区域変更に伴い、一部、計画の記載を変更しています。

3 都市計画マスタープランの概要

1 名古屋市都市計画マスタープラン（平成23年12月策定）

名古屋市都市計画マスタープラン（平成 23 年 12 月策定）において、めざすべき都市構造を次のとおり示しています。

■めざすべき都市構造を考える上での視点

安心・安全な暮らしを支える都市構造

高齢化の進行による高齢者の増加に配慮し、できるだけ自動車に頼らず歩いて暮らせる都市構造、災害に強く多くの人が安心・安全に暮らす都市構造の実現が必要です。

交流社会をリードする都市構造

都市間競争への対応として、都市の魅力づくりが求められており、都市の魅力となるにぎわい・活力を生み出すために、人・もの・情報が行き交い、創造的活動が活発に行われる都市構造の実現が必要です。

地球環境問題に対応した都市構造

地球温暖化への対応として、都市活動に伴い排出される CO2 の削減が求められており、エネルギーの安定供給や効率的な利用が可能な都市構造、公共交通が利用しやすく自動車利用台数の削減に資する都市構造の実現が必要です。

都市の効率的な維持管理に資する都市構造

将来的な人口減少に伴い懸念される市財政規模の縮小に備え、道路などの都市基盤や都市施設等の効率的な維持管理が可能な都市構造の実現が必要です。

■めざすべき都市構造

集約連携型都市構造の実現

公共交通が利用しやすいなど人と地球にやさしく、人・もの・情報の交流にあわせて創造的活動が活発になるとともに、防災性の向上や都市基盤等の効率的な維持管理に寄与する「集約連携型都市構造」の実現をめざします。

「集約連携型の都市構造」とは、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業･業務･住宅･サービス･文化等の多様な都市機能が適切に配置･連携されており 、さらに景観･歴史･環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造です。

ここでいう「都市機能が適切に配置・連携」とは、鉄道で結ばれた複数の地域において、現状の都市機能をいかしつつ、相互に補完できるように都市機能を分担して配置することです。そして、さらにその効果を高めるためには、地域の多様な主体が利用者のサービス向上に向けて協力することが必要です。

例えば下図のようにそれぞれの施設がＡ地域とＢ地域に配置され、鉄道で結ばれているときに、

・鉄道事業者と博物館がそれぞれのお客様を増やすために、一日乗車券を見せた人が入館料の割引を受けられるサービスを行うこと

・総合病院と診療所が医療サービスを向上させるために、患者カルテなどを共有すること

など

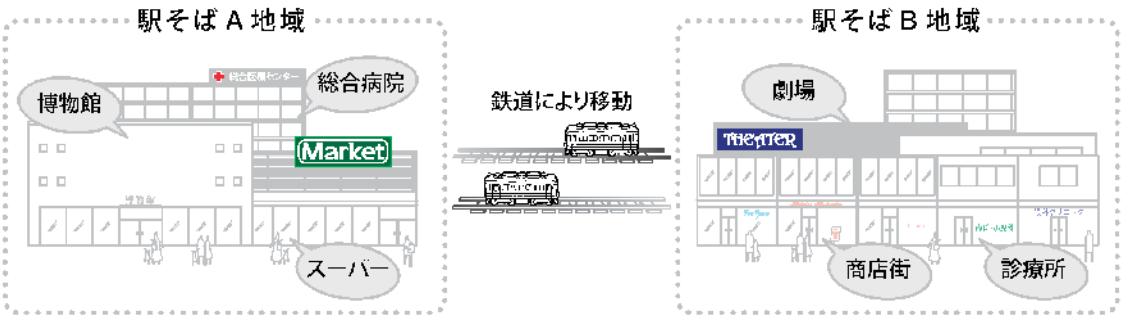

資料

■実現に向けた取り組み

広域的な視点からは、集約連携型都市構造の実現に向けた取り組みを本市が先導的にすすめるとともに、名古屋大都市圏内の各都市が都市機能を集約しつつ連携をはかることで、都市圏内外の交流の促進に資する都市圏構造の実現をめざします。

名古屋市は、集約連携型都市構造の実現に向けて、市内の駅を中心に概ね半径 800m 圏を基本とするゾーンを「駅そば生活圏」と位置づけ、駅そばまちづくりを中心とした様々な取り組みをすすめます。

■駅そば生活圏の設定

駅から概ね半径 800m の圏域に、地下鉄の環状線で囲まれる部分を含めて、「駅そば生活圏」とします。

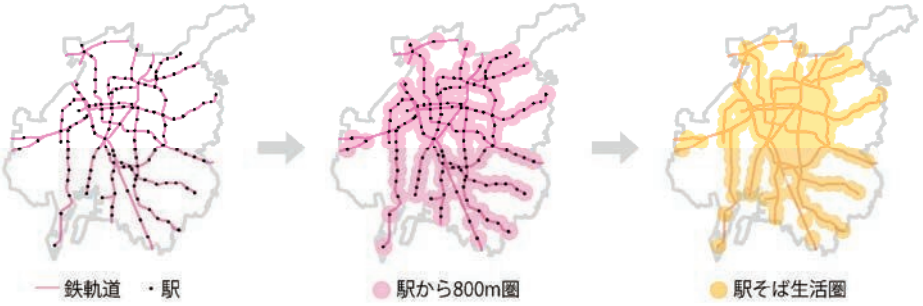

■駅そばまちづくりの取り組み

駅そば生活圏において、

「都市機能の更なる強化」※1 と

「居住機能の充実」※2 をはかります。

※ 1 都市機能の更なる強化とは

地域の実情に応じて、商業・業務・サービス・文化施設等の集積や生活利便施設等の充実をはかるとともに、多様な施設の整備にあわせ、優れた景観形成や個性的な魅力空間の形成をはかることで、地域全体の価値を高めること。

※ 2 居住機能の充実とは

都市機能の強化にあわせて、多様な居住ニーズに対応しつつ、安心・安全・快適に暮らすことができる住宅・住環境づくりをすすめ、居住地としての魅力を高めるとともに、居住地を選ぶ際の選択肢としてもらうこと。

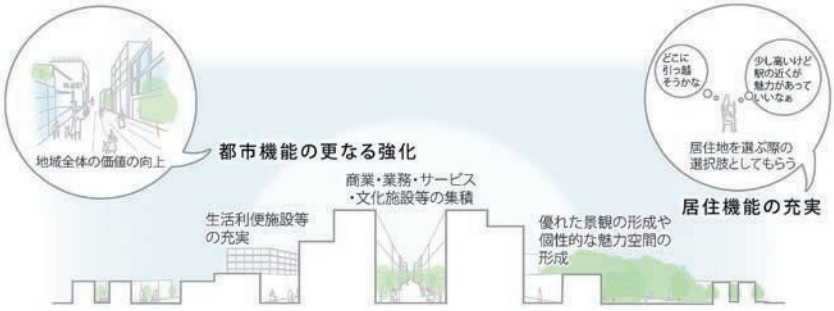

2 名古屋市都市計画マスタープラン2030（令和2年6月策定）

名古屋市都市計画マスタープラン 2030（令和 2 年 6 月策定）において、次のとおり都市づくりの目標を定め、各都市づくりの目標に対応した都市構造を重ね合わせた将来都市構造を示しております。

■都市づくりの目標

暮らす（生活）

都市づくりの目標 01

ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な生活空間

広い住宅敷地や、通勤時間の短さ、高く安定した所得水準などといった空間的・時間的・経済的ゆとりと、充実した都市基盤・施設という強みをいかしながら、安全で健康的かつ世代をこえて住み継がれる、名古屋ならではのライフスタイル空間を形成します。

楽しむ（余暇・観光）

都市づくりの目標 02

歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間

市内における豊富な歴史・文化資源や魅力的な緑・水辺空間の活用や、圏域における魅力資源などをいかし、市民が憩い楽しみ、魅力に感じるとともに、来訪者がまた訪れたいと思う、名古屋の歴史と都市的魅力が融合したにぎわいの空間を形成します。

創る・働く（経済・産業）

都市づくりの目標 03

技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間

国土の中心という地理性、陸海空の充実したインフラにより人流・物流を促し、国内外の多様な人材の集積や圏域の技術力・経済力をいかしてイノベーションを生み出す空間を形成します。

■基本的な都市構造

駅を中心とした歩いて暮らせる圏域（駅そば生活圏）に、商業、業務、住宅、サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに、歴史・文化、環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされているとともに、都心を中心に、圏域の中枢都市として交流を活性化させ創造的活動を生み出す空間づくりがなされている都市構造です。

■都市づくりの目標の構造化

01 ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な生活空間

拠点市街地
- 都心ゾーン
- 地域拠点

駅そば市街地
- 都心周辺ゾーン
- 駅そばゾーン
- 準駅そばゾーン

郊外市街地
- 西部郊外ゾーン
- 東部郊外ゾーン

その他のゾーン
- 自然共生ゾーン

- 近隣拠点 … 一定の都市機能が集積し地域拠点を補完している地区
- 鉄軌道
- 基幹バス路線等

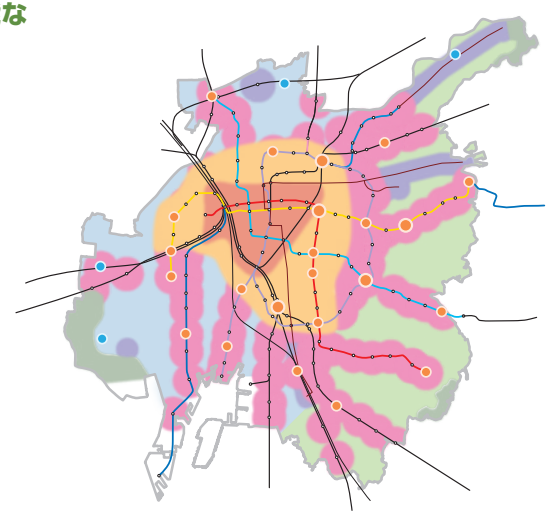

多様な都市機能が適切に配置・連携

02 歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間

- にぎわい交流拠点
- 広域的な文化交流拠点
- 主な歴史資源
- 主な観光娯楽資源
- 主な文化交流資源
- 公園・緑地等
- 水辺空間
- 河川・運河
- 鉄軌道
- 環境軸
- 水辺連携軸
- 名古屋城を核とした魅力軸
- 広域連携軸

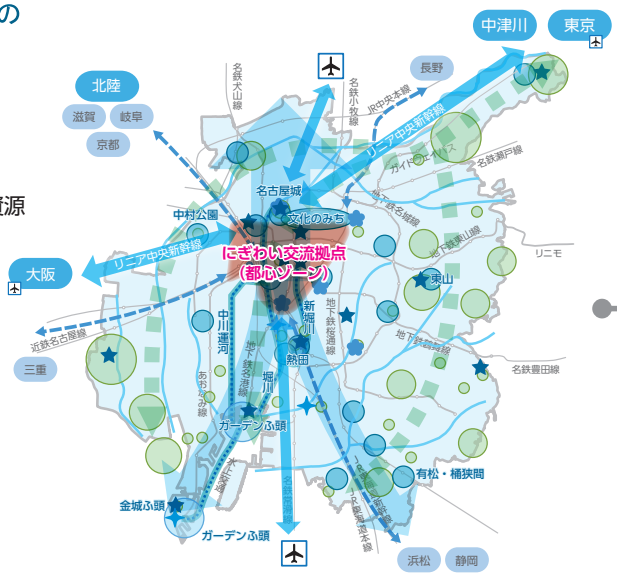

03 技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間

- イノベーション・コア(都心ゾーン)
- イノベーション・リンク
- イノベーション・ラボ
- 広域的な産業交流拠点(地域拠点)
- その他の産業交流拠点
- 製造業、物流業の集積地
- 大学・短期大学
- 広域連携軸
- 主な広域道路
- 鉄軌道

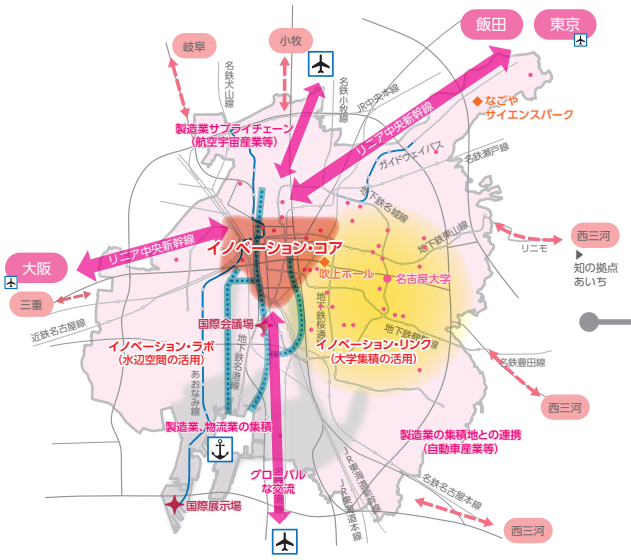

■将来都市構造

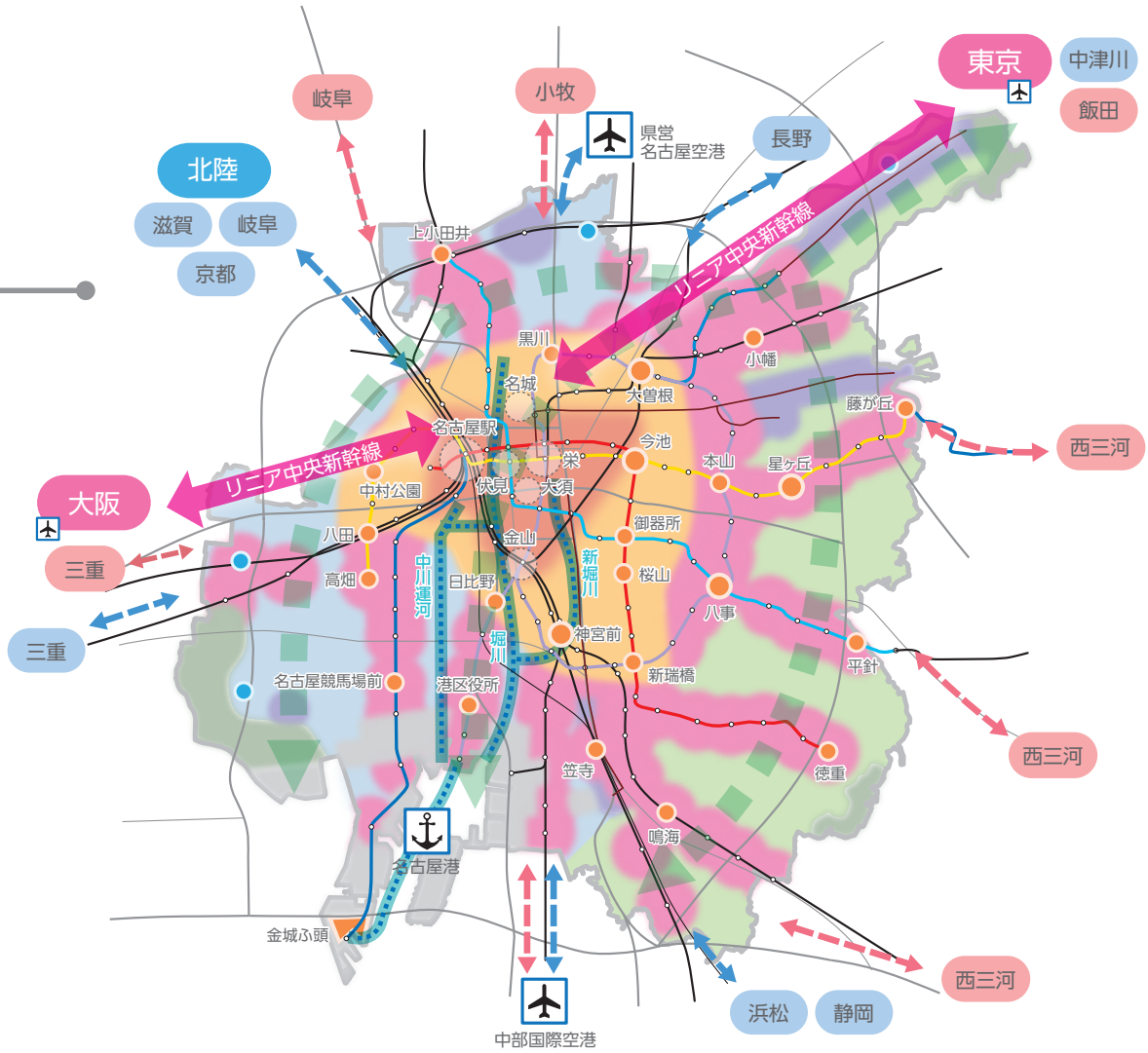

拠点市街地	駅そば市街地	郊外市街地	その他のゾーン
都心ゾーン	都心周辺ゾーン	西部郊外ゾーン	港湾産業ゾーン
地域拠点	駅そばゾーン	東部郊外ゾーン	自然共生ゾーン
都心ゾーンにおける拠点	準駅そばゾーン	近隣拠点 … 一定の都市機能が集積し地域拠点を補完している地区	

鉄軌道　基幹バス路線等　主な広域道路

環境軸（“みどり”のネットワーク）　水辺連携軸（都心ゾーン～名古屋港）

「楽しむ」連携軸　「創る・働く」連携軸　リニア連携軸

4 アンケート

1 ネットモニター・アンケート（平成28年度）

市民の皆様の居住環境や施設のニーズ等に関するご意見を伺い、プランの検討に活用しました。

アンケートテーマ	駅そばまちづくりについて
実施期間	平成 28 年 7 月 22 日～ 8 月 1 日
対象者	モニター登録された市民 500 人
回答総数（回答率）	433（86.6%）

① 属性集計

（男女比）

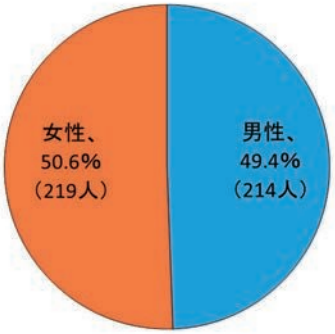

N=433

（年代）

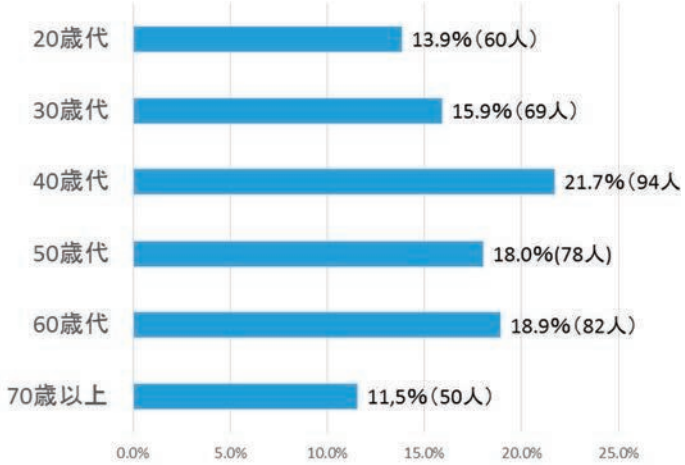

N=433

② 現在の住まいの状況について

（4 区分での居住状況）

4 区分の中でどこに居住しているかをお尋ねしたところ、「駅そば」の居住者が最も多く、次いで「都心域周辺」に居住している人が多い結果となりました。

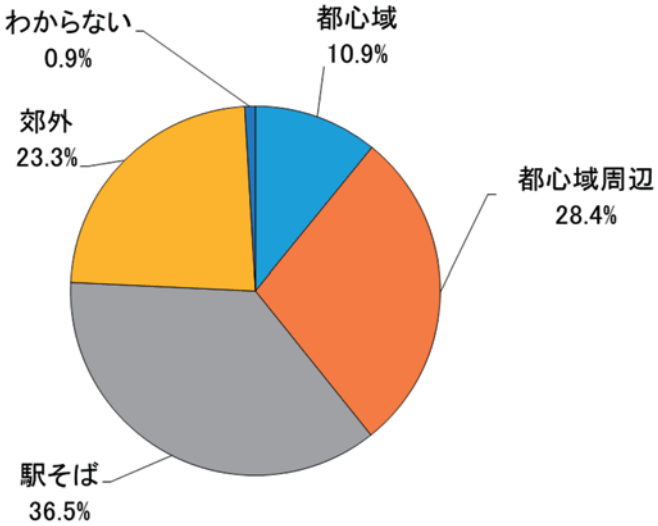

N=433

参考資料（4 区分の図について）

地域名	地域
都心域	概ねＪＲ中央本線と地下鉄桜通線で囲まれる地域
都心域周辺	都心域を除く地域のうち、 ① 地下鉄名城線の環状区間で囲まれる地域 ② 地下鉄名城線の駅から 800m 以内の地域 ③ 名古屋駅、浅間町駅、ささしまライブ駅、山王駅、尾頭橋駅から 800m 以内の地域
駅そば	都心域や都心域周辺を除く、鉄道駅等から 800m 以内の地域
郊外	都心域や都心域周辺を除く、鉄道駅等から 800m 以上離れた地域

※800m は概ね徒歩１０分以内の区域と考えてください

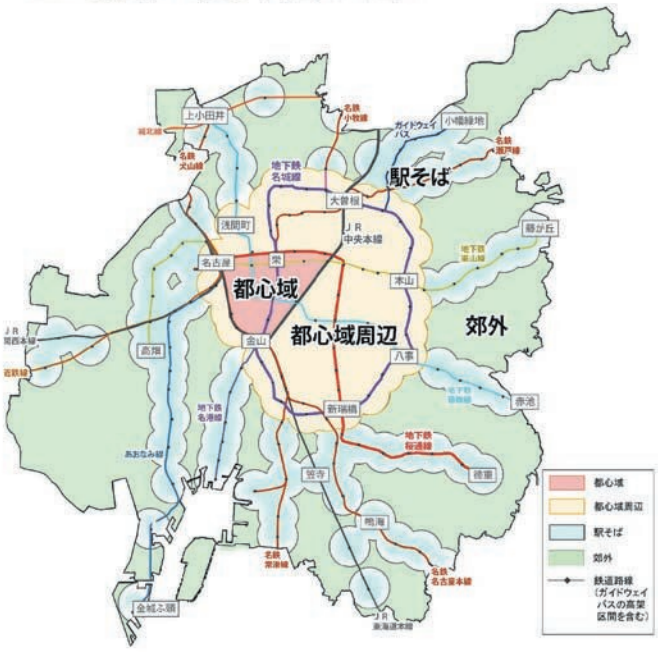

※この４区分は、アンケートの実施にあたり、公共交通の現状を考慮に入れ、「駅そば生活圏」をさらに細分化したものです。

平成 28 年度第 2 回ネット・モニターアンケート（参考資料）

（住宅形態）

現在居住の住宅形態についてお尋ねしたところ、「戸建て（持ち家）」が最も多く、次いで「集合住宅（賃貸）」となりました。

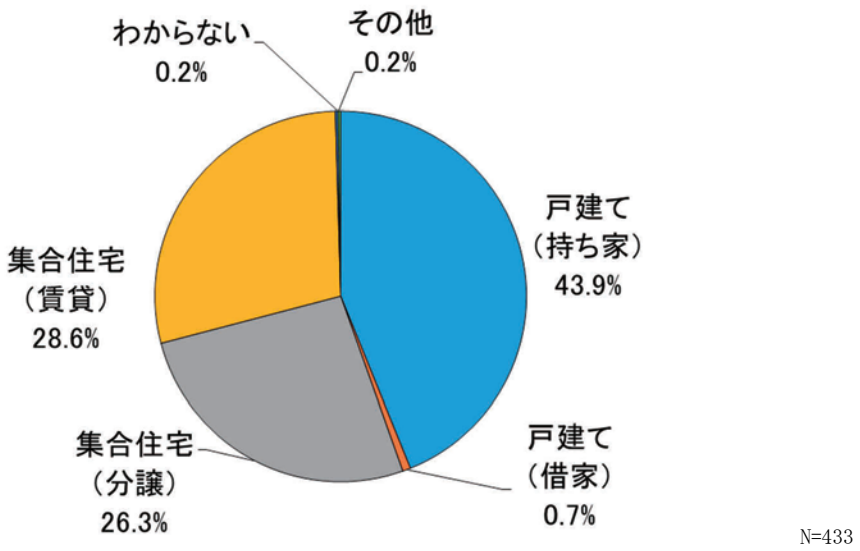

（世帯構成）

現在の世帯構成についてお尋ねしたところ、「2 世代（親と子）」が最も多く、次いで「夫婦」の順となりました。

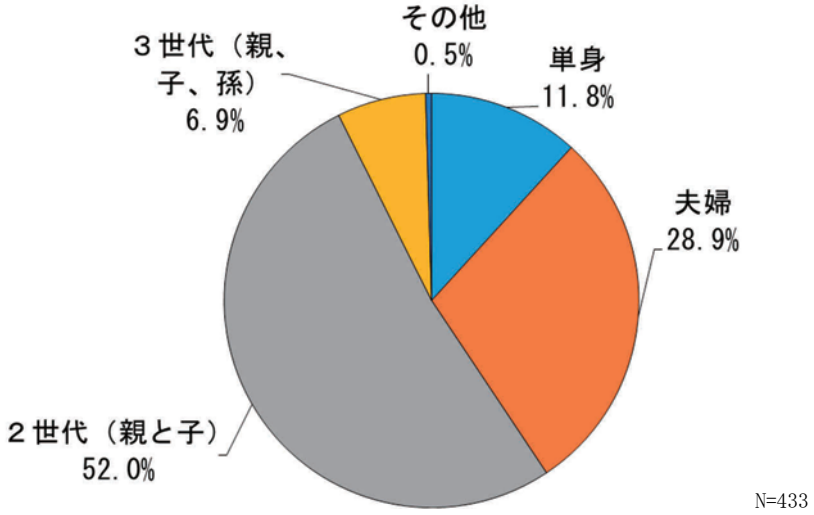

③ 日常的な外出（出勤・通学・通院・買物など）の移動について

（公共交通の利用頻度）

公共交通（地下鉄や鉄道、路線バス）の利用頻度についてお尋ねしたところ、全体の約54%の方が週 2 日以上公共交通を利用していました。

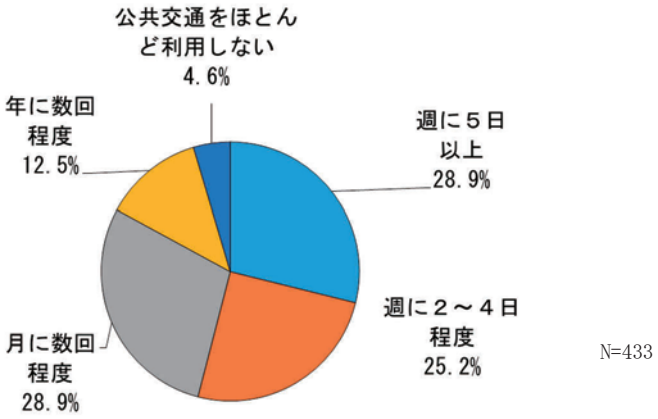

（自家用車の利用頻度）

自家用車の利用頻度についてお尋ねしたところ、全体の約 64%の方が週 2 日以上自家用車を利用していました。

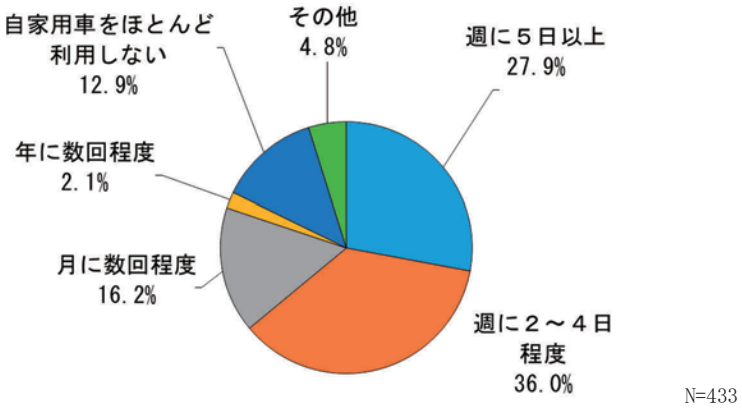

④ 現在の居住環境について

（居住意向）

現在の地域に住み続けたいかをお尋ねしたところ、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた方が全体の約 77%でした。その一方で、「住み続けたくない」「どちらかといえば住み続けたくない」と答えた方は全体の約 9%でした。

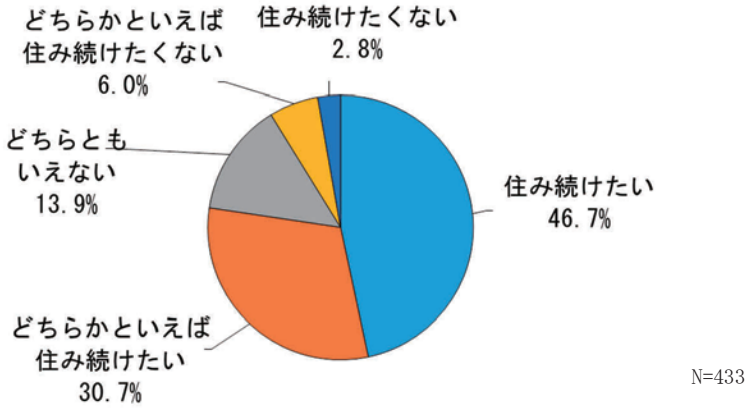

資料

（居住環境に対しての不満）

住み続けたい方も含め、現在の居住環境で不満に思っていることをお尋ねしたところ、不満に思っていることとして「その他」を除き「公共交通が利用しづらい」が最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる場が少ない」「緑が少ない」でした。一方で、「不満に思っていることはない」と答えた方が全体の約 34%でした。

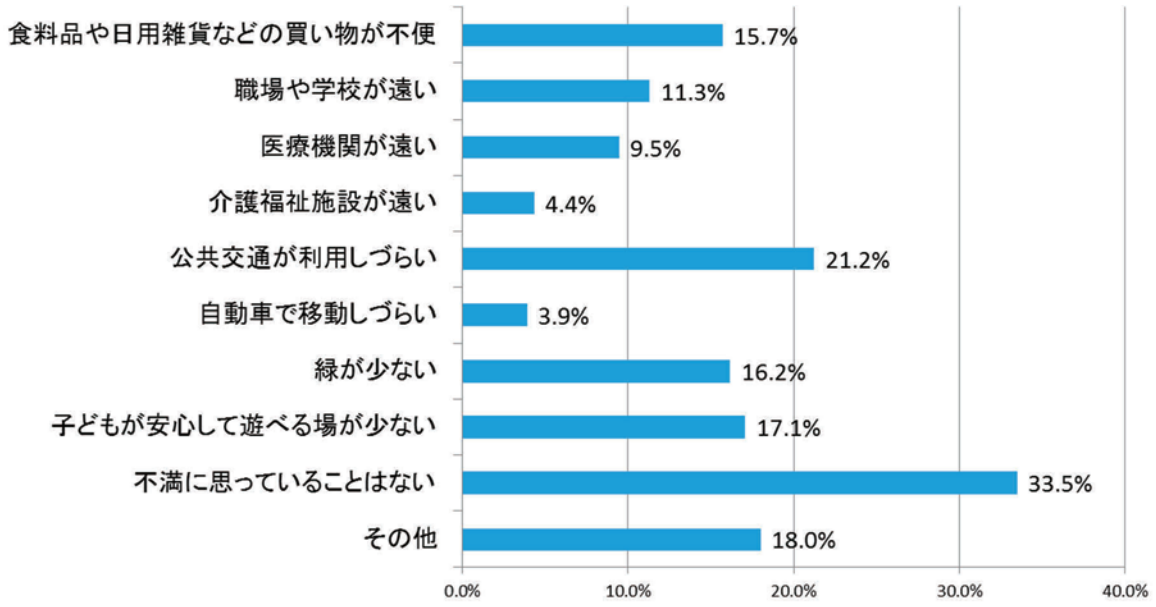

N=575（複数選択可）

（居住にあたって重要視すること）

居住する地域を選ぶにあたって重要視することについてお尋ねしたところ、「公共交通が利用しやすい」が最も多く、次いで「食料品や日用雑貨などの買い物が便利」が多い結果となりました。

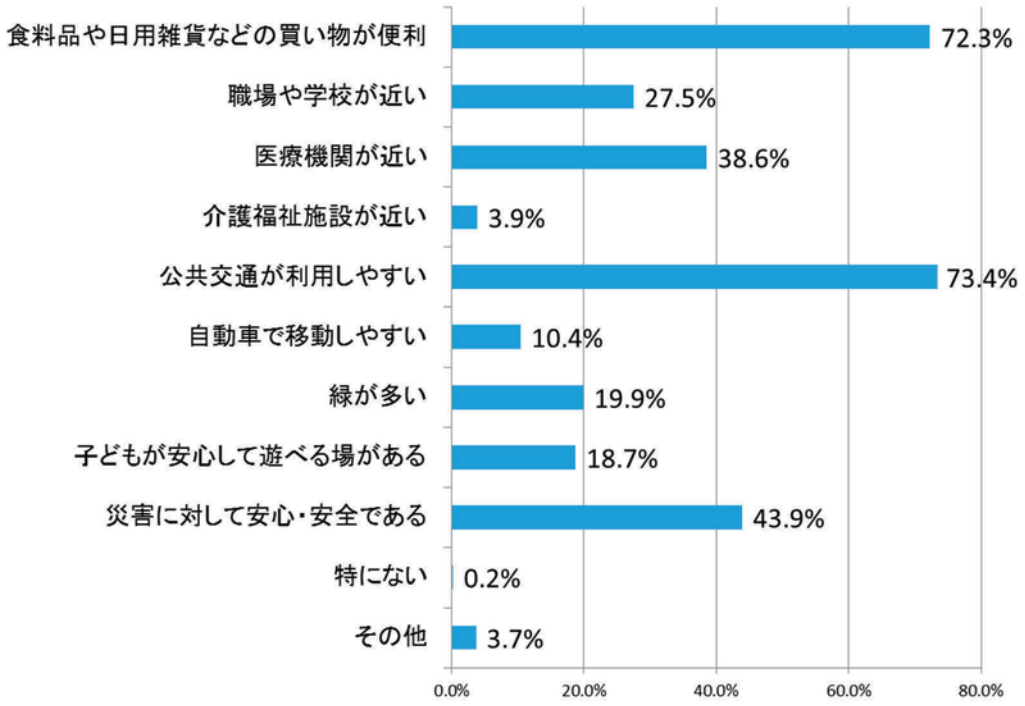

N=1,337（3 つまで選択可）

⑤ 希望する居住について

（希望する住宅形態）

希望する住宅形態についてお尋ねしたところ、「戸建て（持ち家）」が最も多く、全体の約56%を占める結果となりました。

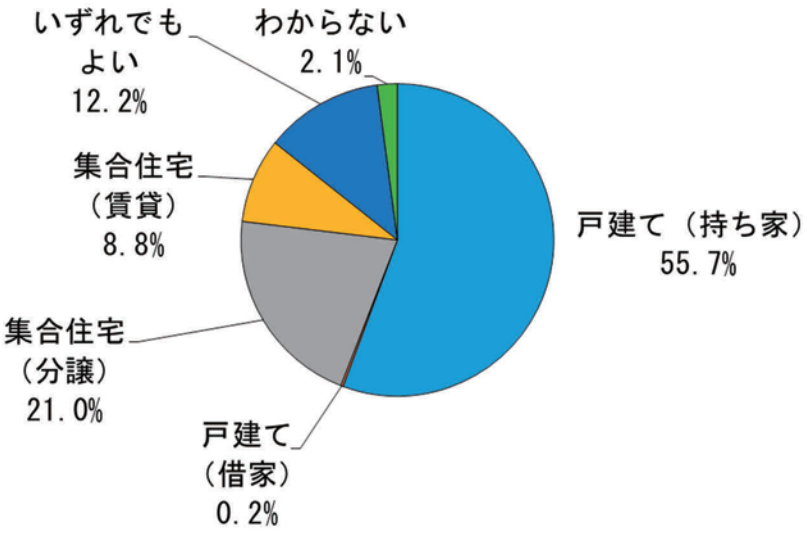

N=433

（希望する居住地域）

市内における希望する居住地域についてお尋ねしたところ、「都心域周辺」と「駅そば」と答えた方は全体の約 72%でした。

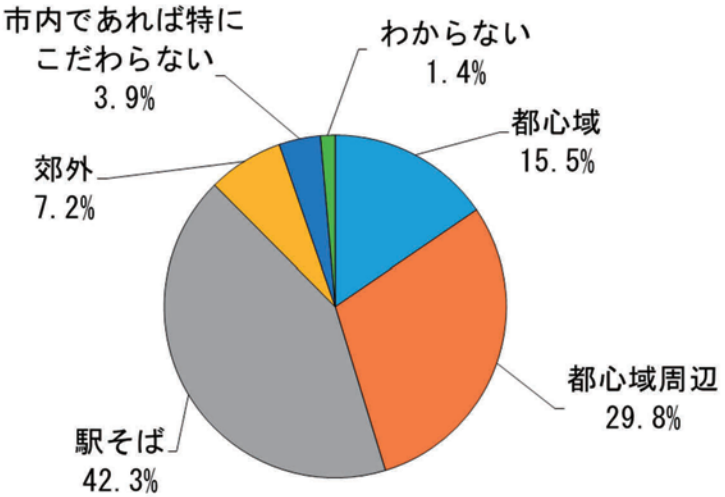

N=433

資料

⑥ 駅周辺での生活利便性について

駅周辺の生活利便性を高める施設についてお尋ねしたところ、「小売店がまとまっている複合的な商業施設や商店街」を選んだ方が最も多く、次いで「病院などの医療施設」「郵便局や銀行などの金融施設」でした。

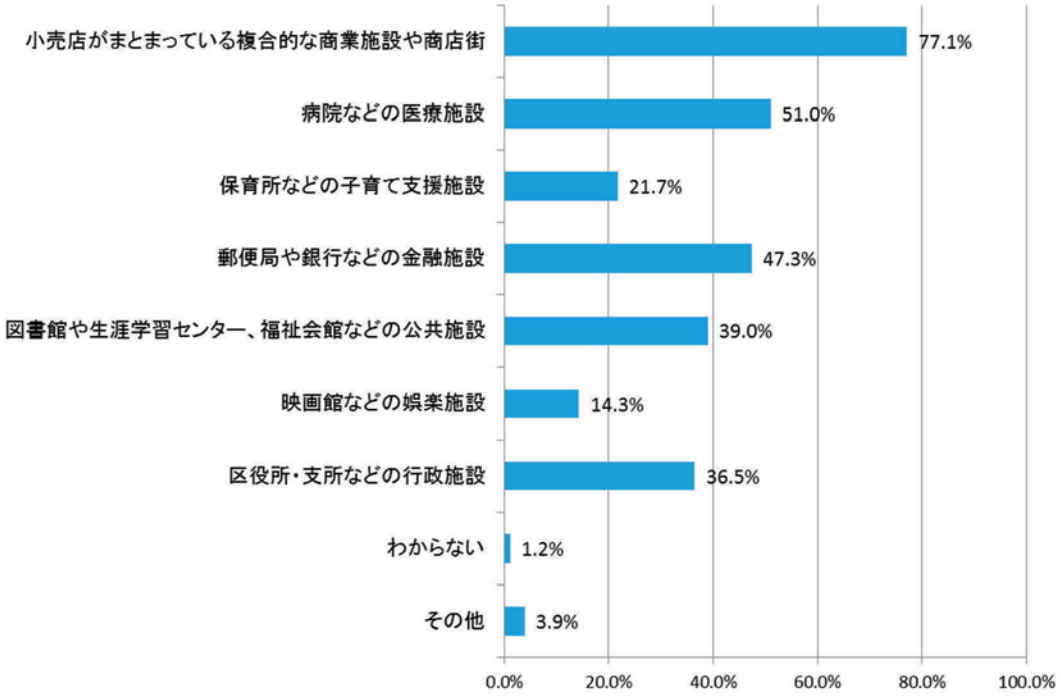

N=1,248（3 つまで選択可）

⑦ 周りから人を集めるにぎわいのある拠点的な駅について

周りから人を集めるにぎわいのある拠点的な駅に必要とされる施設についてお尋ねしたところ、「小売店がまとまっている複合的な商業施設や商店街」が最も多く、次いで「図書館や生涯学習センター、福祉会館などの公共施設」でした。

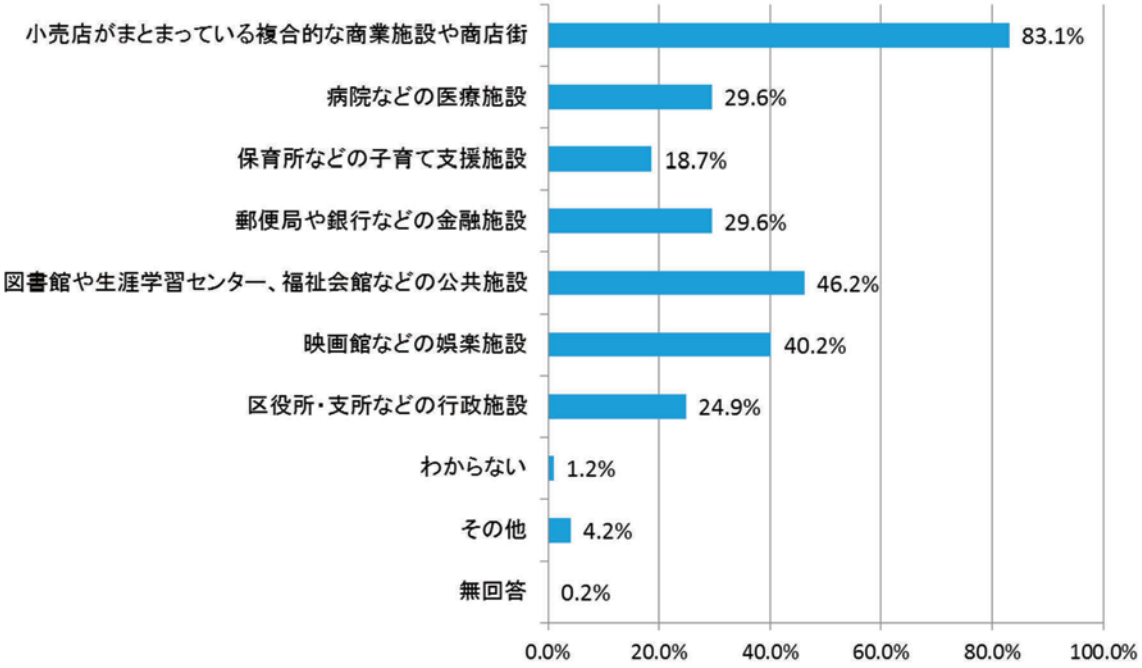

N=1,184（3 つまで選択可）

2 市政アンケート（令和2年度）

市民の皆様のお住いに関する実態やニーズ等に関するご意見を伺い、プランの検討に活用しました。

アンケートテーマ	住まいに関する意識について
実施期間	令和２年 11 月２日～ 11 月 17 日
対象者	市内に居住する満18歳以上の市民（外国人を含む）2000人 ※住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回答総数（回答率）	984（49.2%）

① 属性集計

（男女比）

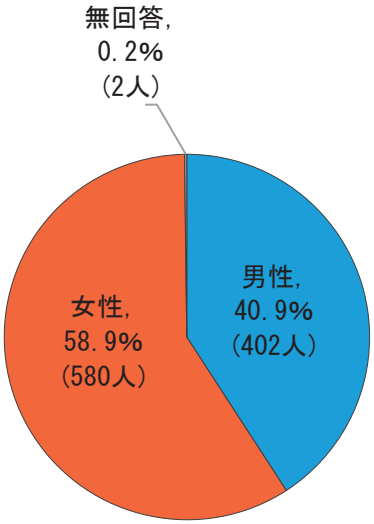

N=984

（年代）

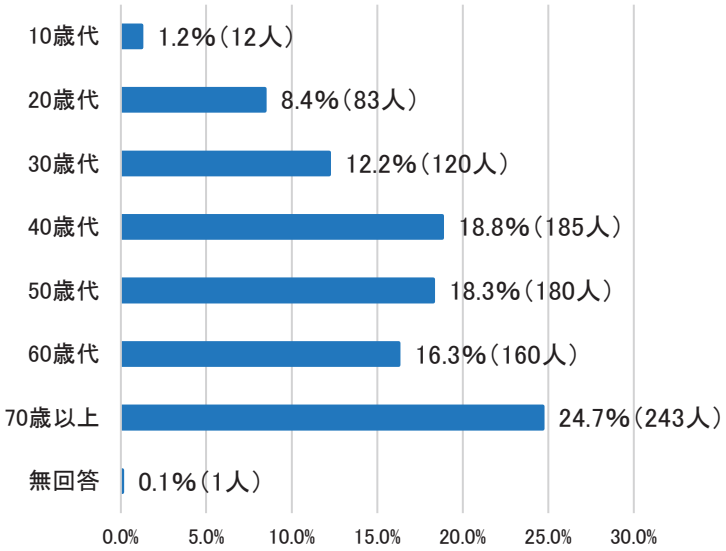

N＝984

② お住いの建物について

（住宅形態）

現在居住の住宅形態についてお尋ねしたところ、「戸建て」が最も多く、次いで「共同住宅（賃貸）」となりました。

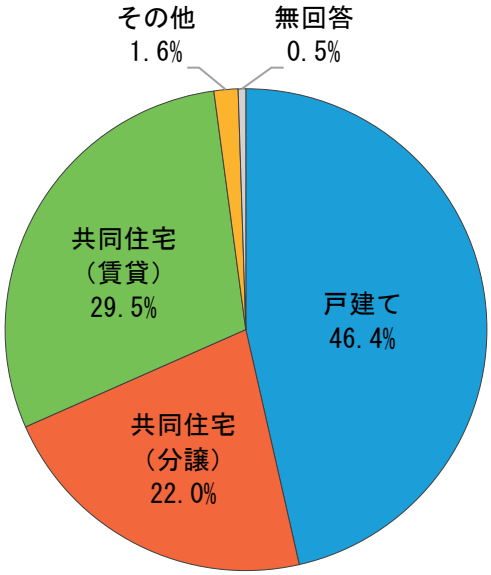

N＝984

③ お住いの周辺環境について

（周辺環境への満足感）

現在居住の主変環境に満足しているかお尋ねしたところ、「満足している」、「どちらかというと満足している」と答えた方が全体の約 87%でした。

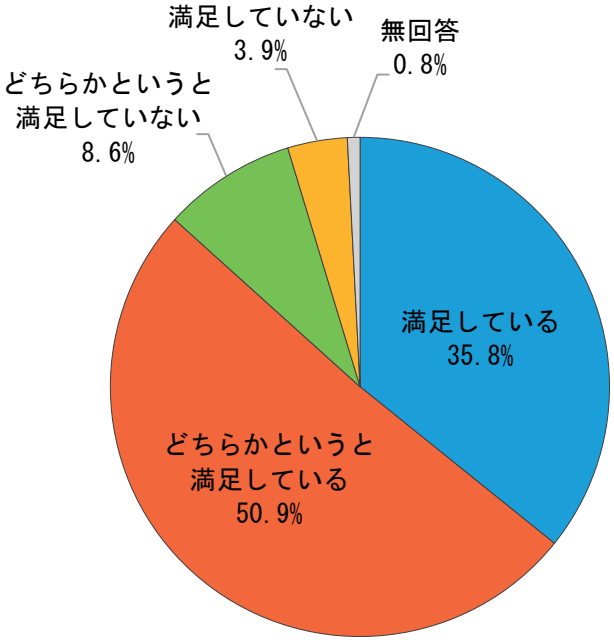

N＝984

（周辺環境に対しての不満）

満足している方も含め、現在の周辺環境で不満に思っていることをお尋ねしたところ、不満に思っていることとして、「災害に対して安心・安全ではない」、「買い物が不便」、「公共交通機関が利用しづらい」が多い結果となりました。一方で、「不満に思っていることはない」と答えた方が全体の約 36％でした。

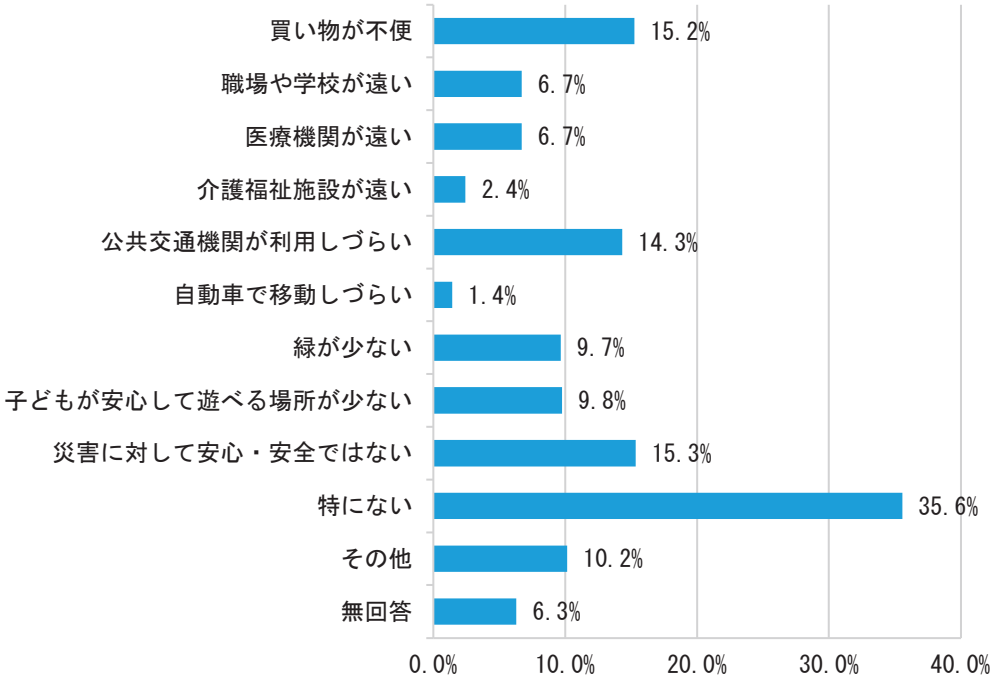

N＝984（複数選択可）

（居住にあたって重視すること）

居住する地域を選ぶにあたって重要視することについてお尋ねしたところ、「買い物が便利」が最も多く、次いで「公共交通機関が利用しやすい」が多い結果となりました。

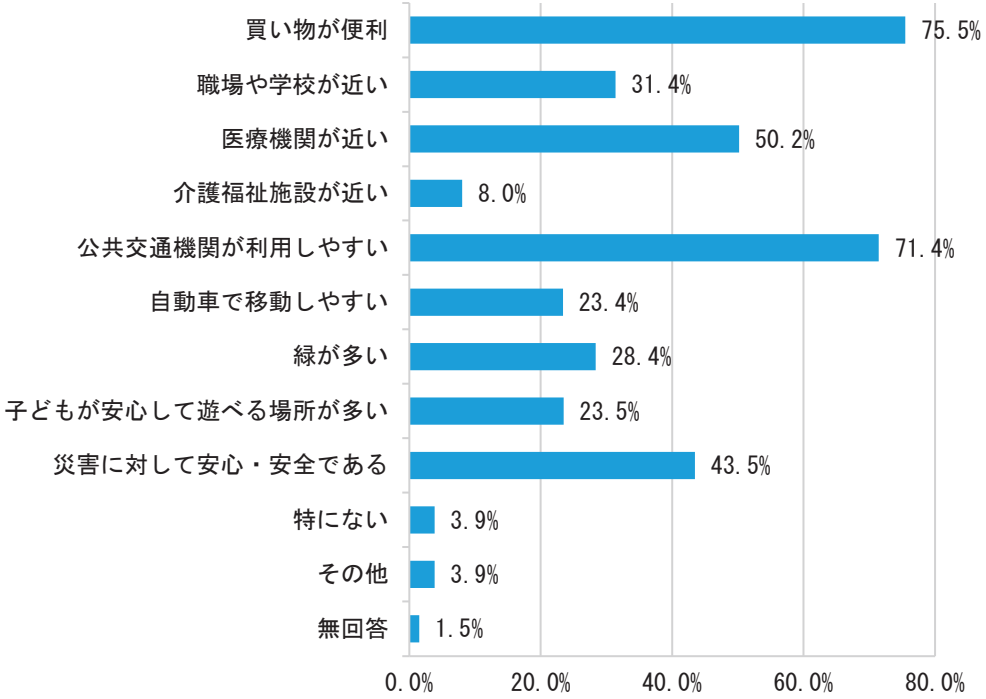

N=984（複数選択可）

④ お住いの地域の災害リスクについて

（災害リスクへの関心）

住まいを選ぶ際などに、その地域の災害リスクを知りたいかお尋ねしたところ、「思う」、「どちらかと言えば思う」と答えた方が全体の約 92%でした。

また、住まいを選ぶ際にその地域の災害リスクを知りたい方に、知りたい災害リスクをお尋ねしたところ、「地震（液状化）」が最も多く、次いで「洪水」が多い結果となりました。

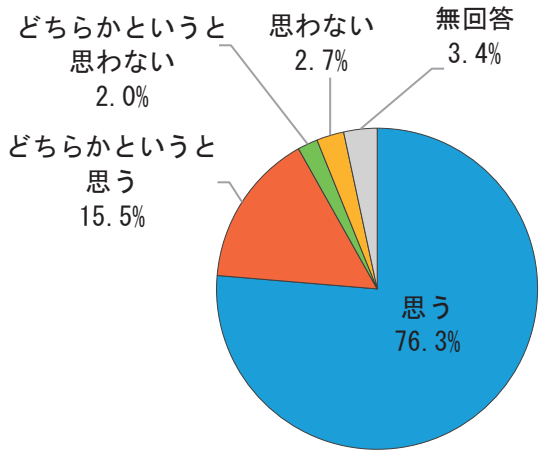

N＝984

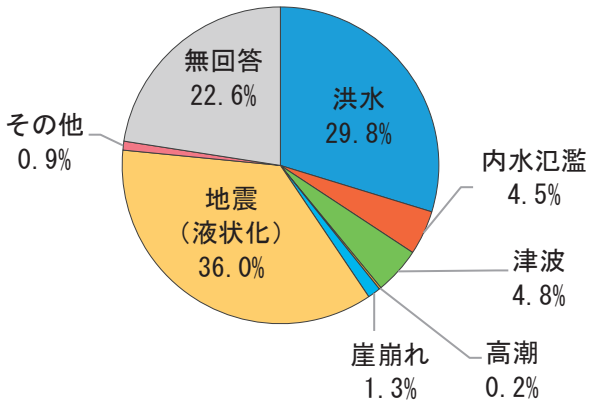

N＝904

（災害リスクをふまえた住まい方や土地利用を促す取組の必要性）

大規模な自然災害に対応するためには、堤防整備をはじめとした氾濫を防ぐ対策に加え、災害リスクが特に高い地域における新規開発について、開発を抑制（より安全な地域へ誘導）したり、安全性を高めるために働きかけたりするなど、災害リスクをふまえた住まい方や土地利用を促す取組が必要といわれています。

そうした中、災害リスクをふまえた住まい方や土地利用を促す取組が必要かと思うかお尋ねしたところ、「必要だと思う」、「どちらかというと必要だと思う」と答えた方が約 95%でした。

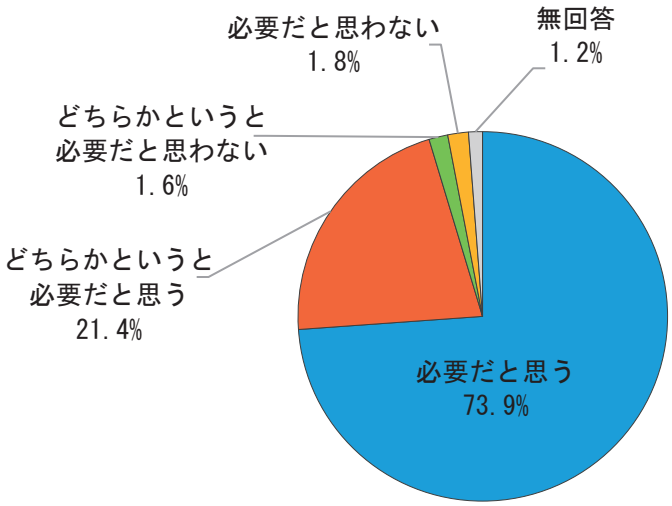

N＝984

5 データ集（平成30年）

① 本市の人口動態の状況

（自然動態）

平成 27 年の出生数は 19,606 人、死亡数は 20,968 人であり、自然増減数は 1,362 人の自然減でした。少子高齢化の進行などから、平成 25 年より死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

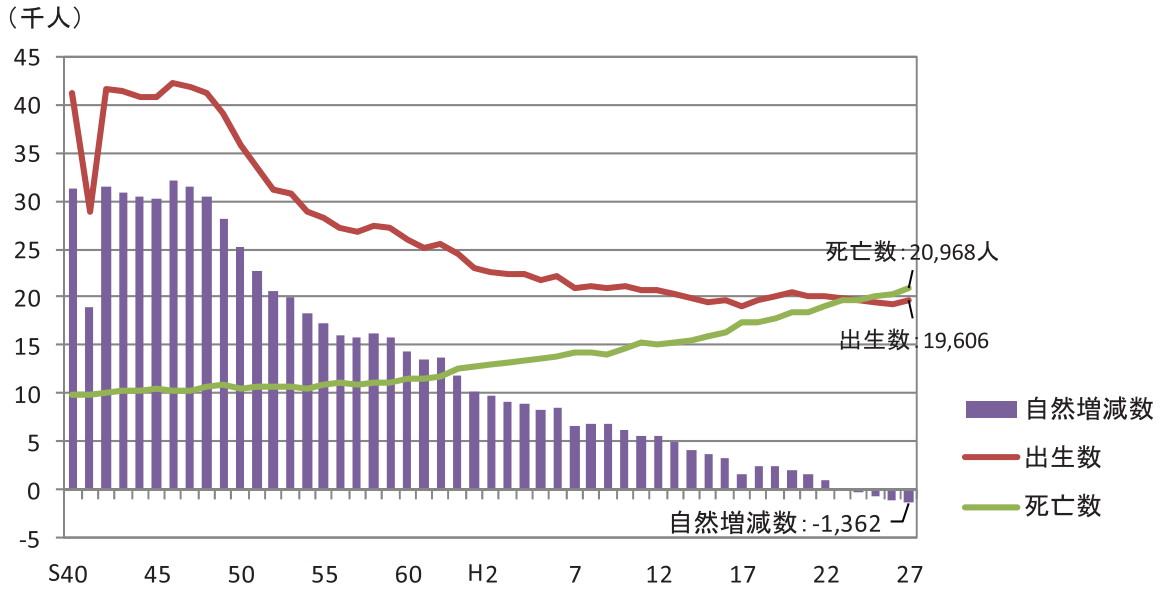

出典：人口動態調査より名古屋市作成

（社会動態）

平成 29 年の転入数は 102,525 人、転出数は 90,291 人であり、社会増減数は 12,234 人の社会増でした。平成 14 年以降は平成 22 年を除いて転入数が転出数を上回る社会増となっています。

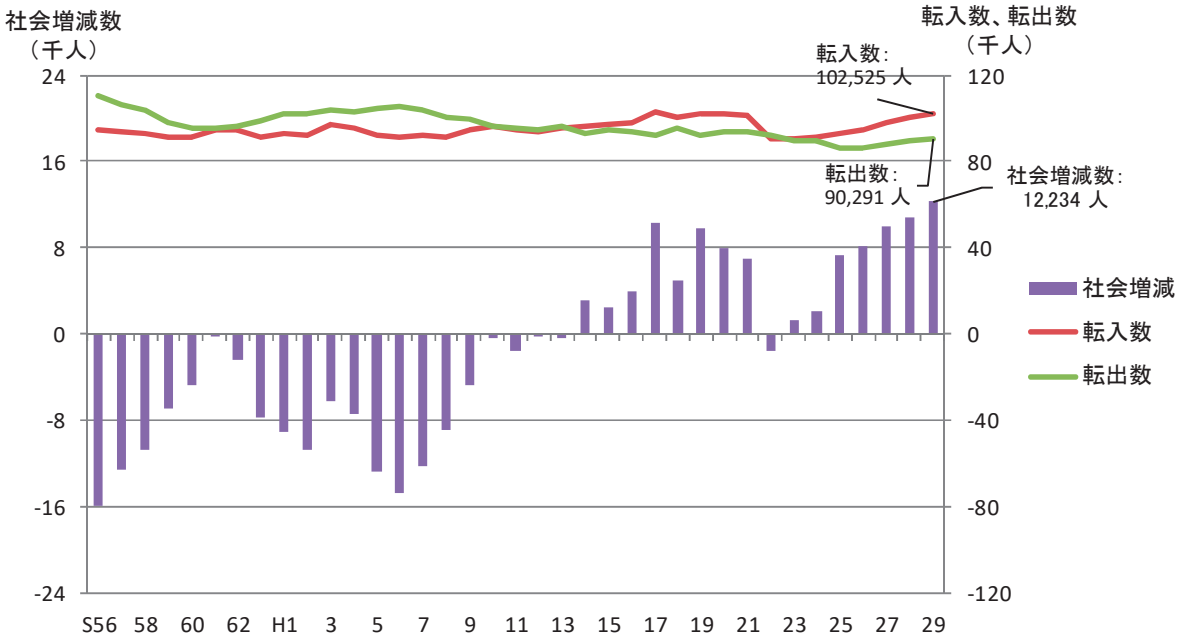

出典：愛知県「人口動向調査」より名古屋市作成
※各年 前年 10 月～当該年 9 月

資料

② 全国と本市の人口推計比較

名古屋市は平成 27（2015）年の約 229 万人の人口が、平成 72（2060）年には 184 万人程度となり、人口が約 2 割減少すると推計されています。一方で、全国の人口は、平成 27（2015）年の約 1 億 2,710 万人の人口が、平成 72（2060）年には 9,284 万人程度となり、人口が 3 割近く減少すると推計されています。

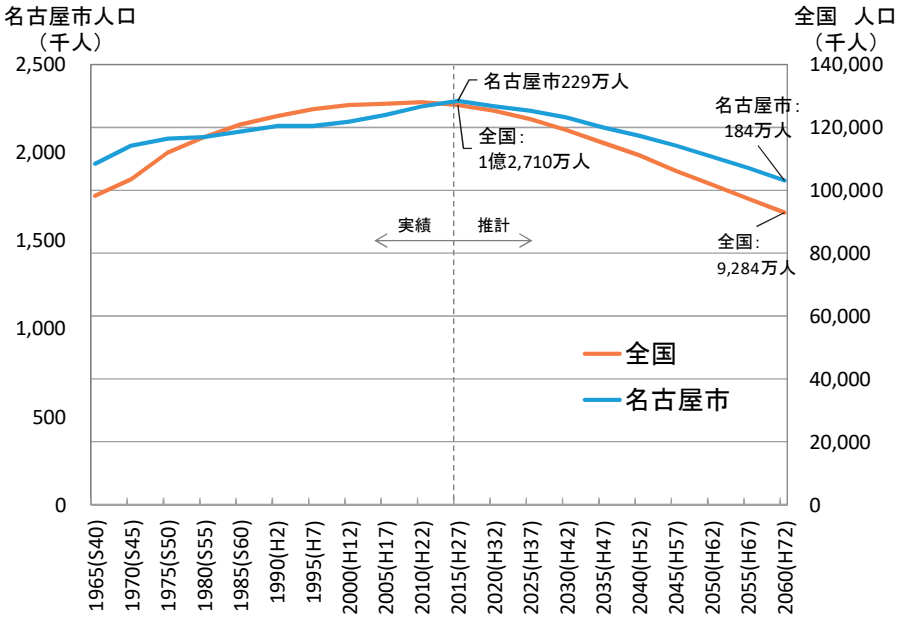

出典：下記資料より名古屋市作成
実績 … 国勢調査
推計 … 名古屋市：名古屋市推計
全　国 ：日本の将来推計人口（平成 29 年推計、国立社会保障・人口問題研究所）

③ 人口密度の推移

昭和 40 年以降、人口の増加にあわせて市域の人口密度は上昇してきました。

一定の人口密度があり都市的な土地利用がされている「人口集中地区（DID）」の人口密度は、市街地整備の進捗にあわせて人口集中地区の範囲が広がっていった結果、昭和 40 年の約 112.3 人 /ha から平成 12 年の約 77.3 人 /ha まで減少していました。その後は若干の増加に転じ、平成 27 年には約 80.6 人 /ha となっています。

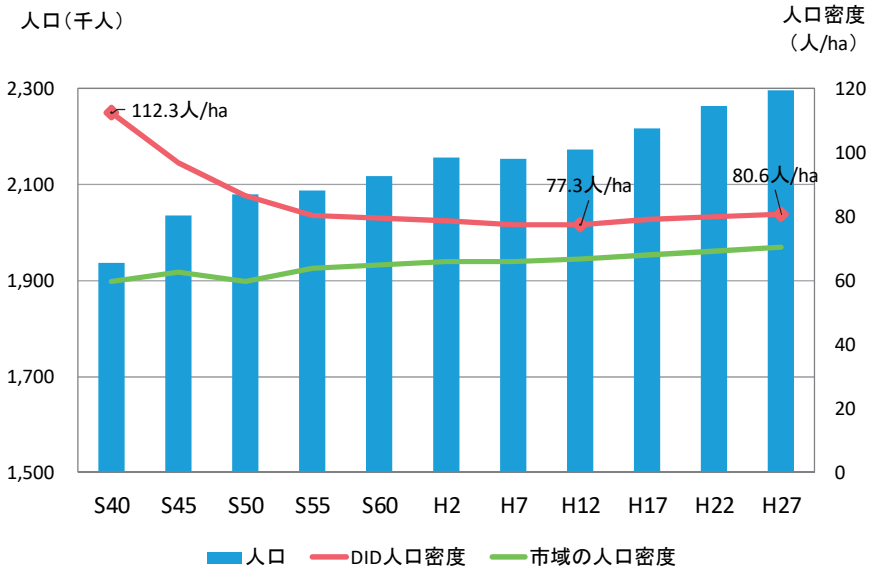

出典：国勢調査より名古屋市作成

④ 年齢区分別人口分布の推計

年少人口は、郊外の市街地整備がすすめられている地区を中心に増加が見込まれています。また、都心域でも若干の増加が見込まれています。

生産年齢人口は、年少人口と同様に、郊外の市街地整備がすすめられている地区を中心に増加が見込まれていますが、都心域では若干の減少が見込まれています。

高齢者人口は、市域の広範囲で増加することが見込まれ、特に都心域や郊外において多く増加することが見込まれます。

■年少人口密度

（平成 47 年）

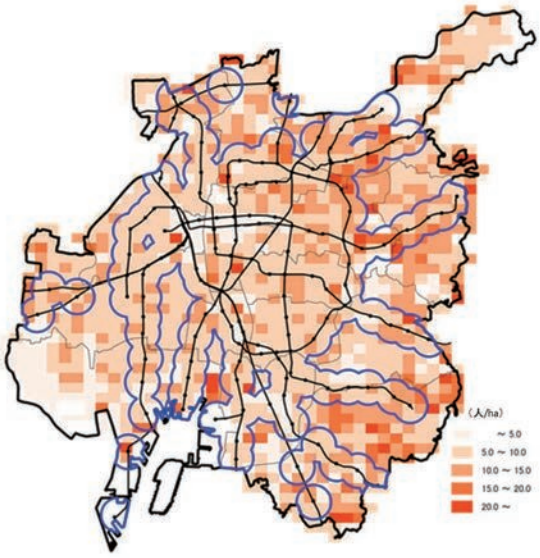

（平成 22 年～47 年の変化）

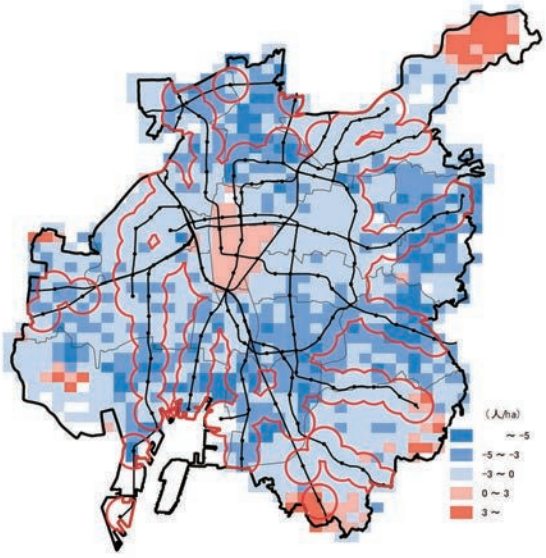

出典：名古屋市推計

■生産年齢人口密度

（平成 47 年）

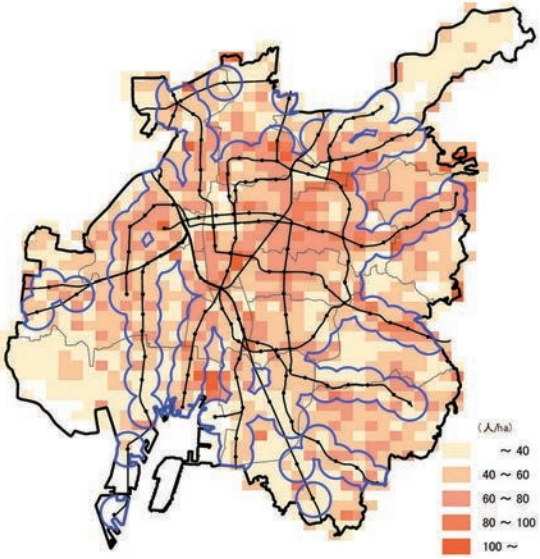

（平成 22 年～47 年の変化）

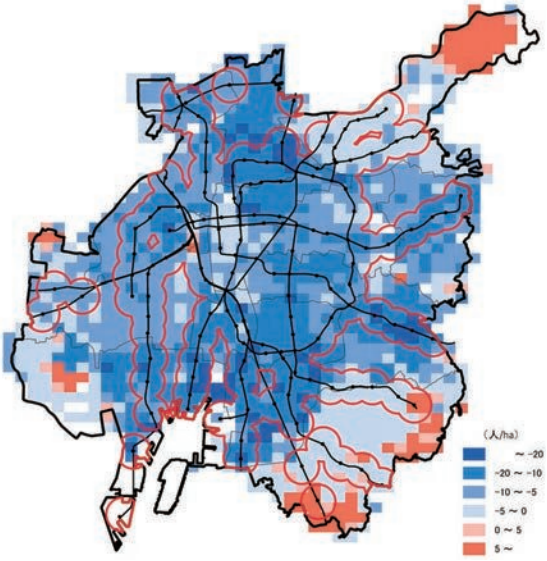

出典：名古屋市推計

■高齢者人口密度

（平成 47 年）

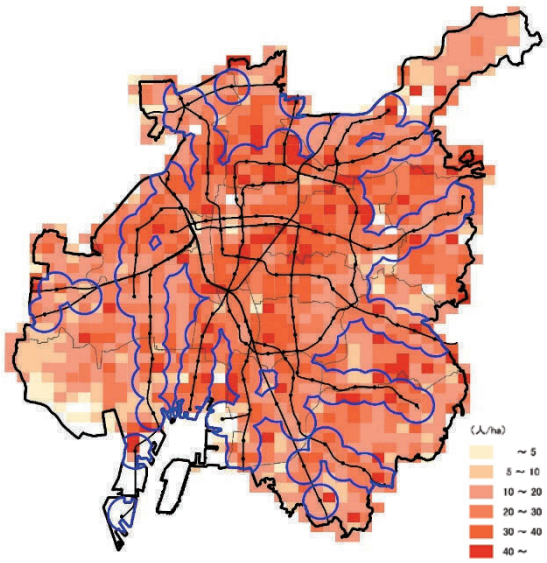

（平成 22 年～47 年の変化）

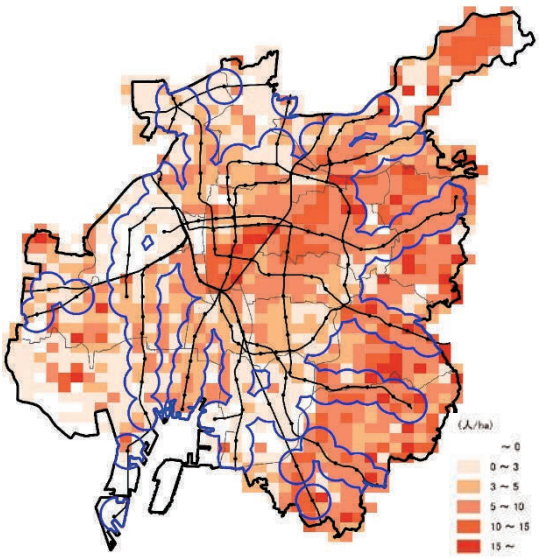

出典：名古屋市推計

⑤ 世帯数の推移

世帯数は市域の全域で増加傾向にあります。また、世帯人員が 1 人の世帯が増加し、世帯人員が 3 人以上の世帯が減少傾向にあります。

■一般世帯数（世帯密度）

（平成 12 年）

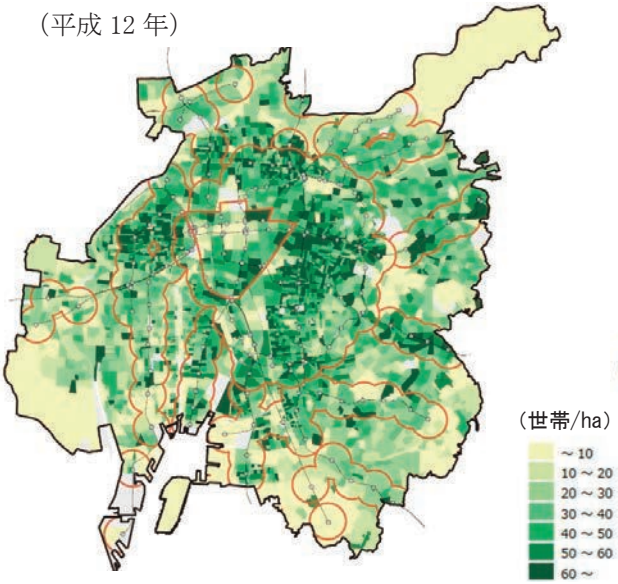

（平成 22 年）

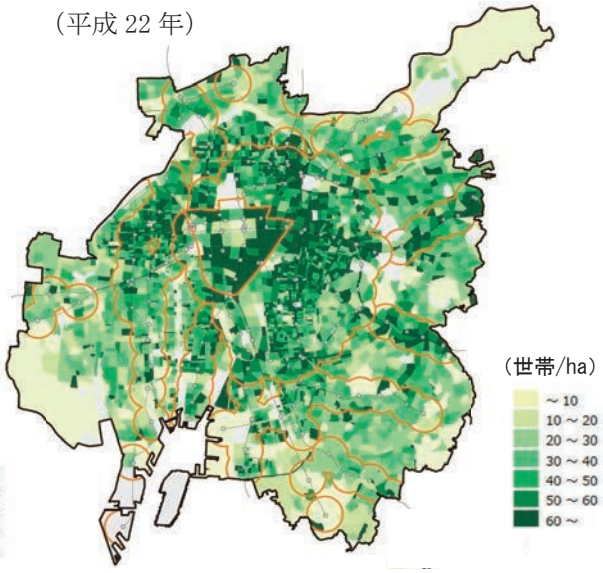

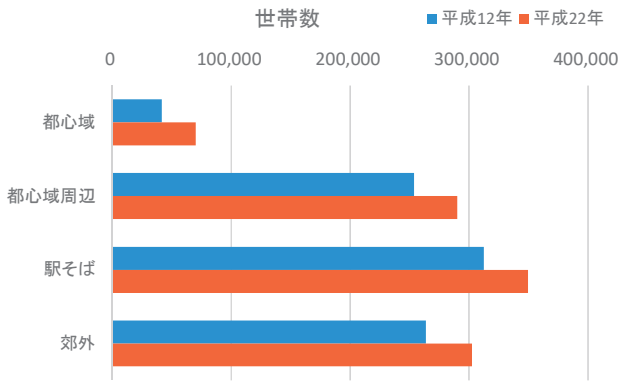

出典：国勢調査より名古屋市作成
※地域区分は 2 章 1 の区分による

■世帯人員の推移

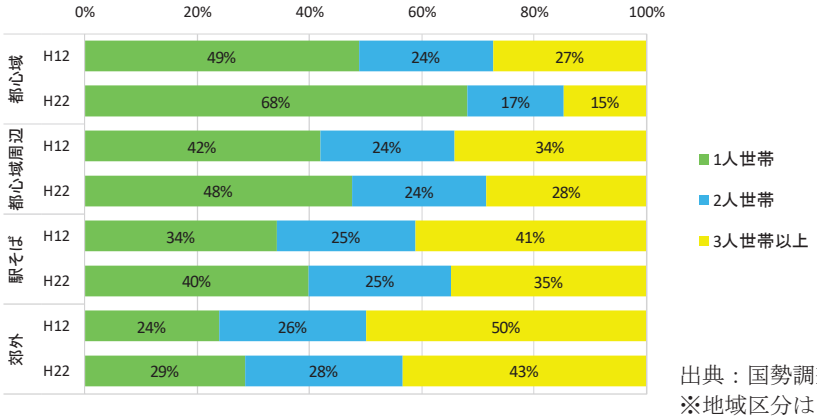

出典：国勢調査より名古屋市作成
※地域区分は 2 章 1 の区分による

⑥ 高齢者がいる世帯割合の推移

65 歳以上の世帯員がいる世帯割合は、都心域では減少傾向にあります。その他の地域では、近年市街地整備がすすめられている郊外も含め、高齢者がいる世帯割合が増加しています。

■ 65 歳以上の世帯員がいる世帯割合の増減

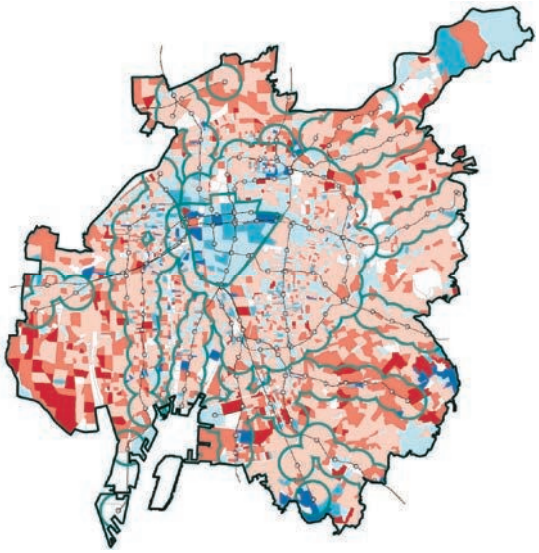

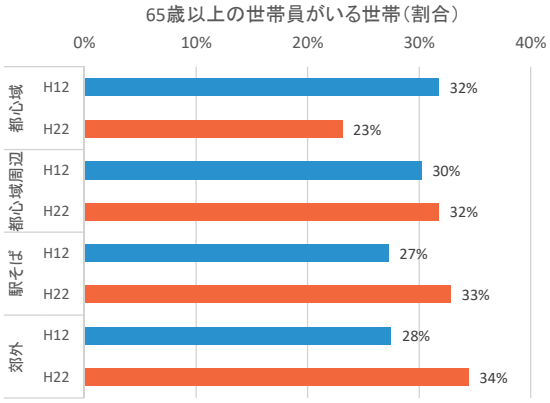

出典：国勢調査より名古屋市作成
※地域区分は 2 章 1 の区分による

■ 65 歳以上の世帯員がいる世帯割合

（平成 12 年）

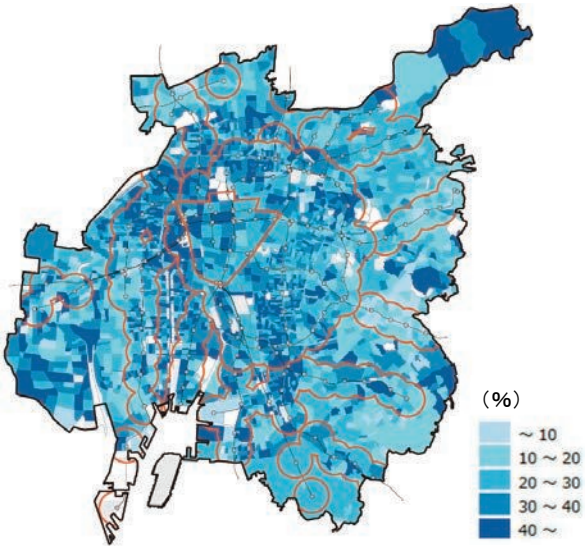

（平成 22 年）

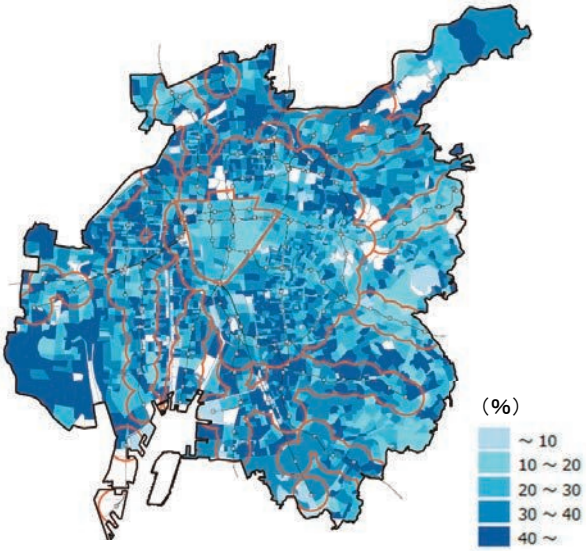

出典：国勢調査より名古屋市作成
※地域区分は 2 章 1 の区分による

⑦ 居住期間 10 年以上人口割合の推移

6 居住期間が 10 年以上の人口割合は、都心域で大きく減少しており、都心域周辺や駅そばでは若干の減少となっています。郊外では若干の増加となっています。

■居住期間 10 年以上人口割合の増減

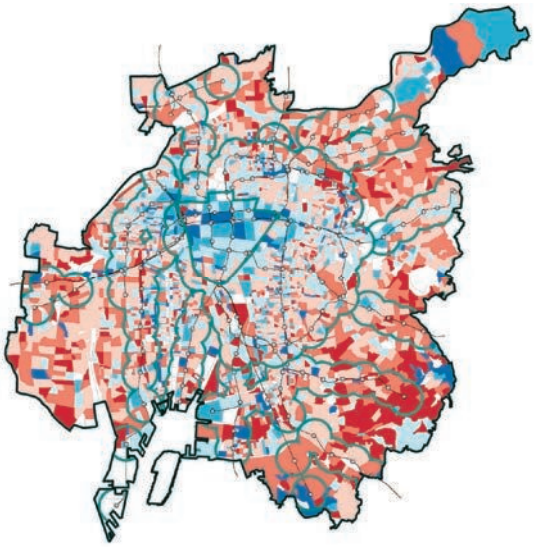

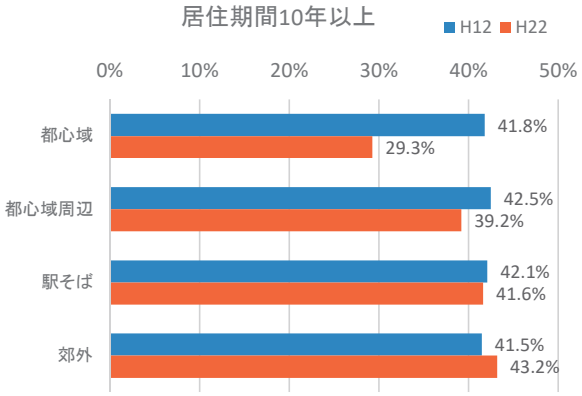

出典：国勢調査より名古屋市作成
※地域区分は 2 章 1 の区分による

■居住期間 10 年以上人口割合

（平成 12 年）

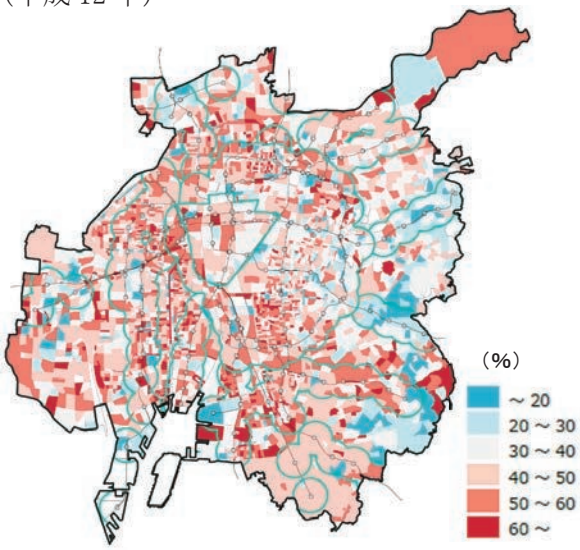

（平成 22 年）

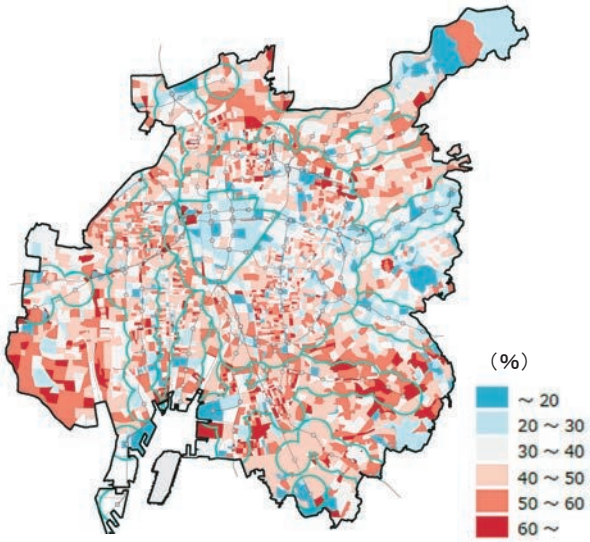

出典：国勢調査より名古屋市作成
※地域区分は 2 章 1 の区分による

⑧ 移動時間別の移動手段の交通状況

移動時間 10 分以下といった短時間の移動は、自動車や自転車で移動する人が多くなっています。移動時間 11 分から 20 分以下の移動も、同様の傾向にありますが、都心域では鉄道を利用する割合が高くなっています。

通勤目的で移動時間 31 分以上の移動では、鉄道を利用する割合がおおむね 5 割を超えて高くなっていますが、自由目的では自動車を利用する割合の方が、おおむね高い割合となっています。

（通勤目的）

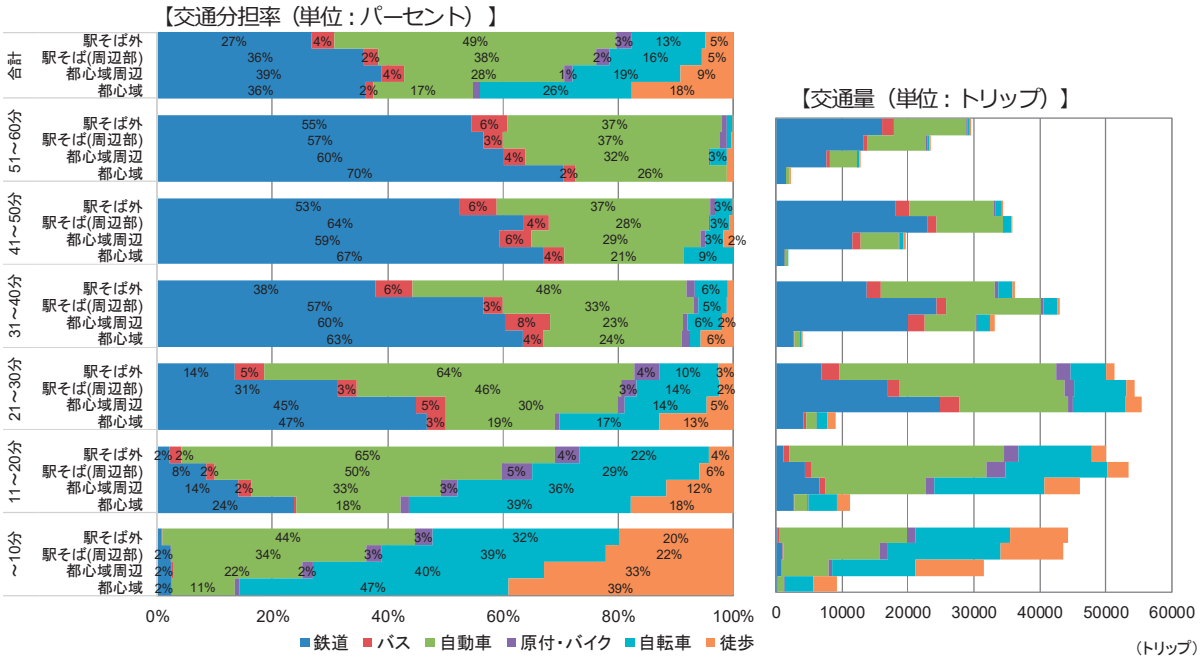

（自由目的）

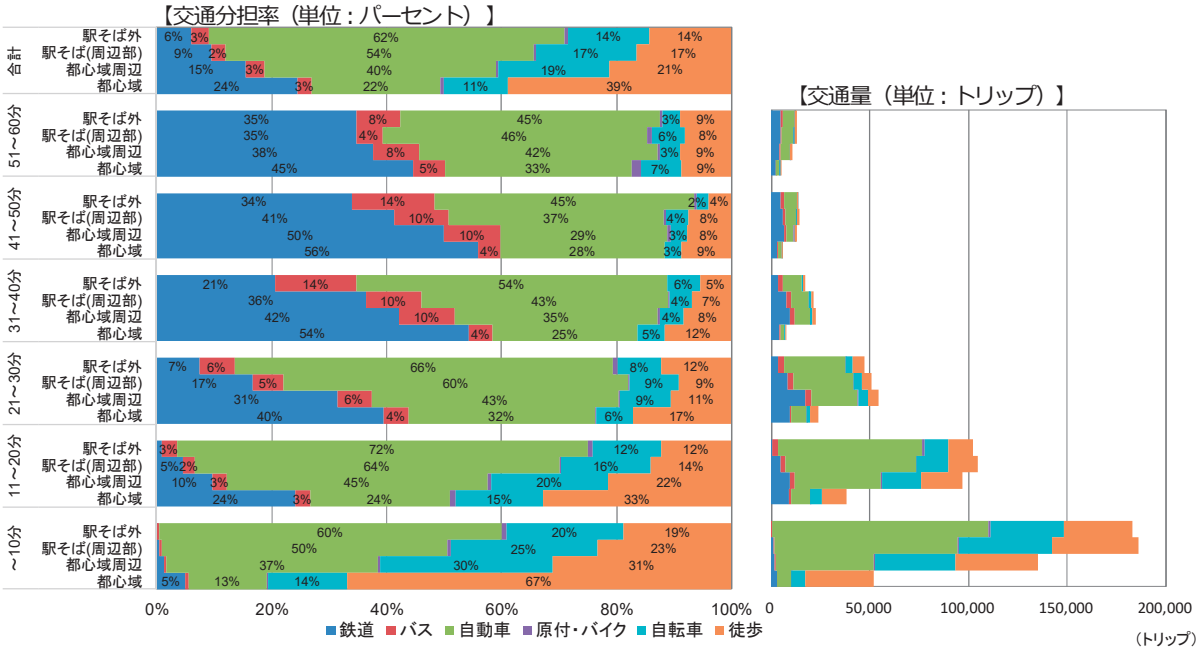

出典：中京都市圏ＰＴ調査（第 5 回）より名古屋市作成

6 用語説明

【あ行】

アジア・アジアパラ競技大会	アジア競技大会は、アジアオリンピック評議会が主催する、原則 4 年に一度開催されるアジア最大のスポーツの祭典であり、「アジア版オリンピック」ともいわれる国際競技大会。また、アジアパラ競技大会は、アジアパラリンピック委員会が主催する、アジア地域における障害者スポーツの総合競技大会。
イノベーション	従来の考え方にとらわれない自由な発想で、新たな価値を生み出し、人々の生活に劇的な変化をもたらすこと。
インフラ	道路や公園、上下水道施設など、生活や産業の基盤となる施設。インフラストラクチャー。
ウォーカブル	居心地が良く歩きたくなるまちなかのこと。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
オープンスペース	民有地等に設けられた誰もが利用できる緑地や空地のこと。

【か行】

ガイドウェイバス	ガイドレールを備えた専用軌道上を、バスに取り付けられた案内輪を利用してハンドル操作が不要な半自動運転を実現したバスのこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域。この区域では、洪水時には避難勧告等にしたがって安全な場所に確実に立退く必要がある。
過去最大規模	過去に発生した災害を考慮した最大の規模。
基幹バス	名古屋市交通局と名鉄バスが運行しているバス路線。バス専用レーンの設定等がされている基幹 1 号と、中央走行方式で運行されている基幹 2 号の 2 系統がある。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするために指定される区域。
居住環境向上施設	居住誘導区域ごとにその立地を誘導すべき施設。
居住環境向上用途誘導地区	居住環境向上施設について容積率や用途制限の緩和を行うことにより、居住環境向上施設を有する建築物を誘導することを目的とした地域地区。

居住誘導区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域。
計画規模	各河川整備における計画に定められた災害の規模。
建築協定	個々の地域の特色をいかした住民のまちづくりに関する要望を土地所有者などが申しあわせて、建築に関する協定を結び、市長の認可という手続きによって公的なものとする制度。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。
工業専用地域	用途地域のひとつ。専ら工業の利便の増進をはかるための地域。
工業地域	用途地域のひとつ。工業の利便の増進をはかる地域。
コミュニティサイクル	専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステムのこと。
コワーキングスペース・シェアオフィス	複数の企業や個人事業主が共用するオフィス。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	居住や都市の生活を支える機能の誘導と地域交通の再編との連携によりコンパクトなまちづくりをすすめること。

【さ行】

災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発などにより生ずる被害。
災害リスク	将来のある一定の期間において、特定の地域社会あるいは社会に起こる可能性がある、生命、健康、生活、資産、サービス面の潜在的な災害による損失のこと。
シェアリングシステム	自転車や自動車など、複数のユーザーが車両を共同で利用するシステムのこと。
市街化区域・市街化調整区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域を「市街化区域」、また、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化をはかることを目的に都市計画で定めるもの。
市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかる事業。
市民緑地	身近な緑を確保するため、民有樹林地や緑化された土地等を市が借り上げ、市民の自然とのふれあいの場として開放している緑地。
集約連携型都市構造	駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業･業務･住宅･サービス･文化等の多様な都市機能が適切に配置・連携されており、さらに景観・歴史・環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造。

人口集中地区	国勢調査において都市的地域の範囲を示すもので、人口密度が 40 人/ha 以上などの基準がある。DID（Densely Inhabited District)。
浸水想定区域	水防法に基づき指定される浸水が想定される区域。
ストック	過去に建築･整備され現在も存在している建築･インフラ資産のこと。
ストロー効果	鉄道や道路などが整備された場合、結ばれた二つの地域間において、相対的に小さな地域から大きな地域へと人や経済が吸収されるという現象。
生産年齢人口	国内で行われている生産活動において、中核の労働力となるような 15 歳以上 65 歳未満の年齢の人口。
生産緑地地区	市街化区域内の農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、公害または災害防止、農業と調和した都市環境の形成に役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成をはかるための制度。
想定最大規模	発生頻度は低いが想定し得る災害の最大の規模。
ソーシャルミックス	年齢、職業、所得水準などが異なる社会階層の人々が同じ地域で交流して暮らせるようにすること。

【た行】

第一種低層住居専用地域	用途地域のひとつ。専ら低層住宅の良好な環境保護のための地域。
耐震基準	一定の強さの地震が起きても倒壊または損傷しない建築物が建てられるよう建築基準法が定めている基準のこと。昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用された耐震基準を「旧耐震基準」という。
第二種低層住居専用地域	用途地域のひとつ。小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域。
脱炭素社会	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。
地域冷暖房	熱供給プラントでつくった冷水・温水・蒸気などを、一定区域内の複数の建築物に導管を使って供給し、冷暖房や給湯を行うもの。快適で効率的な都市活動を支える都市基盤施設であり、都市環境の保全、省エネルギーの推進などに大きな効果を持つ。
地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地域住民の意向を十分反映しながら、道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地、その他土地利用の制限などに関する事項を都市計画で定める制度。
津波災害警戒区域	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした区域。
低未利用土地	居住や業務等などとして使われていない、または著しく利用されていない土地で、本プランにおいては空家等、空地、その他（利用の程度が著しく劣っている平面駐車場等）が含まれる。

低未利用土地権利設定等促進計画制度	行政が低未利用土地の地権者等と利用希望者とをコーディネートし、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を作成することができる制度。
特定用途誘導地区	誘導施設を有する建築物について、容積率や用途制限を緩和する地区。
特別緑地保全地区	都市緑地法に定められた制度で、良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、建築行為や樹木の伐採などを制限することによって現状凍結的に緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継いでいく地区。
都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設などの都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設。
都市機能誘導区域	都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。
都市計画基礎調査	都市計画法第 6 条に基づき、おおむね 5 年ごとに実施する調査。土地利用等の現況及び将来の見通しについての調査などを実施。
都市計画提案制度	住民等の自発的なまちづくりの推進や、地域の活性化をはかりやすくするため、土地所有者等などが一定の条件を満たした上で、都市計画の提案ができる制度。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の２に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」で、長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示す。また、地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりをすすめるガイドラインとなるとともに、今後の都市計画の決定や見直しにあたっての方針となる、まちづくりの基本方針。
都市再生緊急整備地域	都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上をはかるため、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進する地域。
都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域において、都市再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用をはかるため、既存の用途地域等による制限にかわり、誘導すべき用途や容積率、高さ等のうち必要な事項を定めるもの。
都市再開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導をはかる制度。
土地利用計画	土地の利用の仕方に関する計画。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損傷が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
土地区画整理	健全な市街地をつくるため、一定の区域において、土地の交換分合により生活になくてはならない道路、公園などの整備改善を行うとともに、個々の宅地を整形で公道に面するようにするなどして、土地の利用増進をはかる方法。

【な・は行】

南海トラフ	日本列島の南側を走る水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。南海トラフでは、陸側のユーラシアプレートの下に海側のフィリピン海プレートが沈み込んでおり、プレートの境界付近では、東海地震、東南海地震、南海地震などの巨大地震が繰り返し発生している。
ハザード	人命の損失や財産の損傷等を引き起こす可能性のある危険な自然現象。
ハザードマップ	自然災害による被害が想定される区域、被害の程度、避難場所等の情報を地図上に明示して公開しているもので、その地域の住民が安全に避難できることを主な目的としている。名古屋市では、地震、洪水・内水ハザードマップなどが作成されている。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれている。
扶助費	生活保護費や高齢者・子ども・障害のある方などへの支援にかかる経費。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防衛、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために指定される森林。
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧をはかること。
防災指針	居住や都市機能等の立地の誘導をはかるための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。
PT(パーソントリップ）調査	「どのような人が」「いつ」「どこから」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1 日のすべての動きをとらえるもの。中京都市圏では、これまで 1971(昭和 46) 年、1981(昭和 56) 年、1991(平成 3) 年、2001(平成 13) 年、2011(平成 23) 年の 5 回行っている。

【ま・や行】

MICE（マイス）	企業等の会議（Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention)、展示会･見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
民間誘導施設等整備事業計画	都市機能誘導区域内において、誘導施設等を有する建築物の整備に関する都市開発事業を行う場合、民間事業者が作成することができる当該誘導施設等整備事業に関する計画。一定の基準に適合している場合は、国土交通大臣の認定を受け、金融支援を受けることができる。
誘導施設	都市機能誘導区域内に誘導すべき都市機能増進施設。

要安全配慮区域	居住誘導区域内外問わず、災害リスクの周知をはかる区域として、想定最大規模の浸水、土砂、液状化を考慮して設定した本市独自の区域。
容積率	建築物の延べ面積（建築物の各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合。
用途地域	建築物の用途の混在を防止し、市街地環境の整備をはかる基本となるもの。市街化区域全域で指定されており、位置及び区域、面積のほか、容積率、建蔽率、壁面の位置の制限、建築物の高さの制限が定められる。

【ら行】

ライフスタイル	社会の構成員に共通する衣食住をはじめとした生活の様式、または生活に対する考え方や習慣、価値観を含めた人々の生き方。
立地適正化計画制度	平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により創設された、都市全体の観点から居住や民間施設も含めた都市機能の立地誘導をはかる制度。
立地誘導促進施設協定制度	低未利用土地等を活用して、地域コミュニティ等が共同で整備・管理する空間、施設について、地権者合意による協定を締結することができる制度。
リノベーション	既存の建物について、大規模な改修工事を施し、用途や機能を変更することにより、新築時以上に建物の性能や価値を高めること。
リフォーム	老朽化した建物の機能を回復させるため、修繕・補修・模様替え・取り換えなどを行うこと。
流通業務地区	流通業務活動の向上と円滑化をはかる地区。
臨海部防災区域	建築基準法第 39 条に基づく「名古屋市臨海部防災区域建築条例」に指定される区域。地域の特性に応じて 4 種に区分されており、それぞれの区域に応じて 1 階の床高の規制や建築物の構造に関する規制などが定められている。
臨港地区	港湾の開発、発展、利用の増進あるいは環境の保全をはかるための地区。港湾管理者が一定の規制を行うことによって、港湾における諸活動の円滑化をはかり、港湾の機能の確保を目的として指定される地区。

なごや集約連携型まちづくりプラン

平成３０年３月策定
令和５年３月改定
令和７年３月改定

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

電話番号：０５２－９７２－２７１２
ＦＡＸ：０５２－９７２－４１６４
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：a2712@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp